

4. 権利擁護支援システムの構築

認知症高齢者や、ひとり暮らしなどで社会から孤立した高齢者等が増えていくことが見込まれる中、高齢者の権利擁護体制を充実強化することが求められています。本市ではこれまで、高齢者虐待防止ネットワークの整備や成年後見制度の利用促進等の取組を通じて、高齢者の権利擁護を進めてきましたが、今後は、権利擁護に関するさまざまな困難ケースも増加していくものと考えられ、高齢者福祉のみならず、地域福祉や障害者福祉の観点からも権利擁護の体制を整備し、全市的な権利擁護支援システムの構築を進めます。

(1) 権利擁護に係る専門的支援の強化

権利擁護のうち虐待事案については、行政機関、高齢者における地域包括支援センターや障害者における基幹相談支援センターなどの相談機関等が適切に役割を担っていきませんが、それが十分に機能するためには、専門的な支援が必要です。

新計画では、全市的な権利擁護支援システムを構築するため、（仮称）権利擁護サポートセンターを計画期間内に開設します。これにより、区役所地域福祉課や地域包括支援センター等のさまざまな相談機関に対して、権利擁護を必要とする事例ごとのスーパーバイズを行うなど、権利擁護にかかる専門的支援を強化します。

(2) 成年後見制度利用への支援

新たに設置する（仮称）権利擁護サポートセンターは、市民からの様々な相談窓口に対して、権利擁護に係る専門的な相談支援を行う権利擁護支援機能や各相談機関のネットワーク構築に加え、市民後見人（候補者）の養成や受任調整、活動支援を行う成年後見制度利用支援機能を中心に、広く市民の成年後見制度への支援を行います。

5. 生きがいのある生活の支援

高齢化が進む中で、高齢者がいつまでもいきいきと、生きがいを持って地域で生活を続けていくことは、地域の活力にもつながります。団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者が社会参加を通じて地域社会に貢献し、社会の一員として役割を果たすことによって、いつまでも尊厳をもって暮らしていける社会をつくることは、一層重要となります。そのために、新計画では、これまでの取組とあわせて、高齢者自身が長年にわたって培ってきた豊かな経験と能力を活かし、自ら選択し、行動していけるように次の取組を進めます。

(1) 高齢者の外出支援と社会参加の促進

高齢者にとって、社会とのつながりを持って暮らしていくことは、生きがいに繋がるとともに、地域に貢献する機会ともなります。

これまで、「おでかけ応援カード」を発行し、バス料金を軽減することで、外出するきっかけをつくり、高齢者の社会参加を促進してきました。「おでかけ応援カード」は、年々利用者が伸びていますが、事業効果の検証結果を踏まえ、さらに多くの高齢者が利用し、その活動や交流の幅を広げられるよう、より効果的な事業展開を検討します。

また、高齢者がグループで起業して行う就労と生きがいを結びつけた活動を募集し、事業内容等を審査のうえ、グループの組織づくりや事業化に関する助言や指導を行うとともに、設備等に係る資金を助成することにより、高齢者の自主的・自発的活動を支援してきました。今後は、就労機会の創出による高齢者の社会参加の促進だけでなく、地域に貢献する活動につながるよう、支援のあり方を検討します。

(2) 高齢者の地域活動の促進

団塊の世代が退職期を迎える2007年に組織した「セカンドステージ応援団」では、第2の人生をいきいきと過ごしていくための活動の支援を行ってきました。その取組の一つとして開講した「いきいき堺市民大学」は、高齢者の豊かな経験や能力を地域活動や市民活動に活かすとともに、健康の保持や地域の活性化をめざして、市民と行政が協働して実施しています。

今後、高齢者が積極的に地域活動に参加していくことは、地域を活性化し、地域力の向上につながることから、「いきいき堺市民大学」の事業内容の充実を図ります。また、引き続き、社会福祉協議会によるボランティア活動の支援も進めていきます。

(3) 情報提供の充実と情報活用力向上の支援

現在は、膨大な量の情報がさまざまな媒体により提供される情報化社会となっています。これから高齢期を迎える世代にとっては、インターネット等による情報収集は、すでに身近なものとなっており、今後、高齢者にとっても、インターネット等からライフスタイルに合わせた必要な情報を収集し、活用していくことは、豊かな生活に欠かせないものとなると考えられます。

そのため、高齢者自らが膨大な情報の中から必要な情報を見つけ、その情報を暮らしや趣味、仲間づくりに活用していけるように、より利用しやすい情報提供・共有の方法を検討するとともに、高齢者の情報活用力の向上を支援します。

第5章 施策の展開

老後の安心を支える

1．地域包括ケアシステムの基盤整備

高齢者の安心を支えるためには、高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、関係機関が連携を図りながら、地域の中で高齢者を支える仕組みをつくっていくことが必要となります。住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を続けていくための基盤として、介護保険サービスは大きな役割を果たしていますが、高齢化が進展する中、現状の仕組みだけでは限界があるということも明らかになってきました。そのため、国においては、「医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）」を推進するという方向性を打ち出し、24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」など、地域包括ケアの推進を視野においた新たなサービスが創設されたところです。

本市においても、これまで、各関係機関が連携して、高齢者を地域で支える地域ケアシステムの整備を推進してきましたが、取組の更なる推進を通じて、「地域包括ケア」の展開に取り組んでいく必要があります。地域包括支援センターを中心に地域や関係機関等の緊密な連携を進めるとともに、地域密着型サービスを始め必要なサービスの提供体制の構築を図り、高齢者の在宅生活を支える包括的な仕組みづくりを進めます。

《事業展開》

（１）在宅生活を支援する地域包括支援センターの充実

地域包括ケアを推進するうえで、地域のネットワーク構築を行うなど中核的機関である地域包括支援センターについて、平成24年度からは、各日常生活圏域に1か所、合計21か所設置します。また、各区には、地域包括支援センターを支援する基幹型包括支援センターを設置し、より身近なところで高齢者の生活を支援する体制を充実します。

■介護予防ケアマネジメント業務

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）や、介護保険で「要支援1・要支援2」の認定を受けた高齢者に対して、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで、自立した日常生活を営むことができるように介護予防ケアプランを作成するとともに、サービスの利用状況や利用者の心身状況を把握し、必要に応じて介護予防ケアプランの見直しを行います。

<実績>

[予防給付ケアマネジメント業務]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
予防給付プラン作成（包括プラン新規）	879件	6,423件
予防給付プラン作成（包括プラン継続）	26,855件	26,317件
予防給付プラン作成（委託プラン新規）	1,663件	2,407件
予防給付プラン作成（委託プラン継続）	29,977件	40,900件

[介護予防ケアマネジメント業務]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
特定高齢者プラン作成	232件	205件

<26年度に向けて>

高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう、適切なケアプランを作成し、介護予防事業への積極的な参加を促します。

■総合相談支援業務

本人や家族からの相談、また地域のネットワークを通じての相談等を受け、状況把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度利用につなげる等の支援を行います。

<実績>

[地域包括支援センター（7か所）]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
高齢者総合相談	19,913件	27,448件
地域におけるネットワーク構築（関係機関会議）	1,226件	1,233件
地域包括支援センター・ランチ合同研修会	2回	2回
実態把握業務	72回	43回

[在宅介護支援センター（33か所）]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
高齢者総合相談	13,646件	16,354件
ネットワーク会議	689回	837回

<26年度に向けて>

高齢者の心身の状況や生活実態を幅広く把握し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けるため、多資源協働で支援に努めていきます。

支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援となるよう、地域のネットワークを活用し、啓発活動や学習会を行い、地域からの情報発信をひろげていきます。

■ 権利擁護業務（虐待防止と適切な対処システムの構築）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、各区の地域包括支援センターや地域福祉課等で高齢者虐待の相談・通報窓口を設け、高齢者が尊厳のある生活を維持し安心した生活ができるよう、関係機関等と連携を図りながら適切な対応に努めています。また、虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、虐待防止ネットワークを構築しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
地域包括支援センターにおける虐待対応件数	157件	135件

「自虐・自己放任」「64歳未満」を含まない。

<26年度に向けて>

高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護ならびに養護者に対する支援が適切にできるよう関係機関等と連携を図ります。

また、虐待対応の基本となる権利擁護の理解の普及に努め、虐待事実の早期発見・防止につなげる虐待防止のネットワークの強化をめざします。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的とし、ケアマネジャー等に対する日常的個別指導・相談の受付、支援困難事例への指導助言等を行っています。

また、医療機関を含む関係施設やボランティア等さまざまな地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築等を行っています。

<実績>

[地域包括支援センター（7か所）]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
ケアマネジャー連絡会	113回	98回
ケースカンファレンス（検討会）	721回	909回

[在宅介護支援センター（33か所）]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
ケースカンファレンス（検討会）	166回	208回

<26年度に向けて>

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

インフォーマルサービスの情報整理（活動内容や特徴、連絡先等一覧表や地域資源マップの作成）に努めていきます。

ケアマネジャーの個別相談に対するスーパーバイズの質の維持・向上のために、主任ケアマネジャー等への研修等について検討します。

（２）地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、在宅ケアを支えるサービスの一つであり、ニーズ等を踏まえながら整備の必要量を検討し、新サービスである24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を含め、適正なサービス提供体制の構築を進めます。

■ 小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、利用者の選択に応じて、随時、訪問や短期間の泊まりを組み合わせて提供する介護サービスです。

■ 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者の方が、その居宅において、夜間の定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等から入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。（要介護と認定された方のみ利用できます。）

■ 認知症対応型通所介護

認知症で介護が必要な高齢者等がデイサービスセンター等で、入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

（３）利用者の状況（状態）に応じた在宅サービスの基盤の充実

サービスに対するニーズや事業者の動向などを踏まえ個々の利用者の状況（状態）に応じたサービス提供が確保されるよう、在宅サービスの充実を推進します。

■ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活上必要な生活援助を行うサービスです。

■ 訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な高齢者等の居宅を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

■ 訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士等が、心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを居宅で行うサービスです。

■ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

■ 訪問看護

主治医の指示を受け、訪問看護ステーション等の看護師、保健師等が居宅を訪問して、看護や療養上の支援などを行い、利用者の心身の機能の維持回復と療養生活を支えるサービスです。

■ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

■ 通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等から心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーション等を受けるサービスです。

■ 短期入所生活介護

居宅要介護者を特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するサービスです。

■ 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。

■ 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスです。

■ 特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排せつ等に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

■ 住宅改修

居宅での生活利便や安全を図るため、手すりの取り付けや屋内段差の解消などの費用を支給します。

■ 居宅介護支援

居宅介護サービスの適切な利用ができるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供を確保するため、サービス提供事業者との連絡調整、給付管理を行うサービスです。

（４）医療と介護の連携強化

高齢者が在宅で生活を続けていくためには、医療と介護はともに必要なものであり、また医療と介護とは連携することにより、より一層の力が発揮されるものです。そのため、堺市医師会の協力ののもと、多職種が参加する「堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）」等を通じ、医療と介護の一層の連携強化を図ります。

（５）在宅ケアのための多様なサービス基盤の充実

介護保険サービスとともに、介護保険以外の高齢者福祉サービス、地域におけるさまざまな組織、団体の自発的な活動や隣近所の助け合いといったインフォーマルサービス等を複合的に活用し、在宅ケアの充実を図ります。そのため、サービスの在り方や人材の育成、地域の特性に応じた事業方策やインフォーマルサービスへの支援等についても検討し、利用者の実情に応じたサービスの提供に努めます。

検討に当たっては、地域福祉の仕組みづくりや取組の推進を内容とする第二次地域福祉計画である「新・堺あったかぬくもりプラン」等と連携し、高齢者の「地域生活を支える仕組み」の構築を図っていきます。

■ 「地域福祉ねっとワーカー」（コミュニティソーシャルワーカー）の配置

地域福祉を進めるうえでのキーパーソンとして社会福祉協議会に、社会福祉士の資格を持つ専門職として、「地域福祉ねっとワーカー」の配置を年次的に進めてきました。

「地域福祉ねっとワーカー」は、生活課題を抱える人への個別支援にあたりるとともに、地域の活動を活性化するなど地域の「力」を高める支援を行い、既存の福祉関係者会議への参加や、分野やエリアをつなぐネットワークを構築していくことを通じて、必要なものについては事業化、施策化を図ることをめざして活動を行います。

<実績>

[実践活動]

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
高齢分野の複合多問題	-	171件
高齢分野以外	-	169件
地域住民の関わりが必要	-	149件

<26年度に向けて>

地域包括支援センターなどの専門機関、校区福祉委員会・民生委員児童委員会などの地域活動、NPO・ボランティア活動などのネットワークを総合的に構築し、「地域包括ケア」を促進していきます。

■地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援

ひとり暮らし高齢者等が地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている見守り活動やふれあい交流活動等の地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。平成20年度から個別援助活動の活性化を図るため、地域で特に見守りが必要と思われる方を定期的に訪問し、地域で連絡会議を行う「お元気ですか訪問活動」の取組を行っています。

<実績>

[校区福祉委員会及び活動指定校区数の状況]

	平成21年度	平成22年度
校区福祉委員会数	93委員会	93委員会
小地域ネットワーク活動指定校区数	92校区	91校区

[小地域ネットワーク活動実施校区の状況]

		平成21年度	平成22年度
個別援助活動	見守り声かけ訪問	92校区	91校区
	家事援助	24校区	25校区
	介護援助	11校区	10校区
	外出支援	33校区	31校区
	配食活動	9校区	9校区
グループ援助活動	いきいきサロン	92校区	91校区
	ふれあい食事会	83校区	82校区
	地域リハビリ	57校区	56校区
	世代間交流	90校区	90校区
	子育て支援	83校区	87校区
	ふれあい喫茶	61校区	60校区
広報活動（新聞発行等）		83校区	85校区
研修・学習活動		83校区	84校区

<26年度に向けて>

いきいきサロン、ふれあい喫茶等グループ援助活動は年々開催回数も増加しており、校区の活動として定着してきています。今後は、「お元気ですか訪問活動」等の個別援助活動の活性化を進めていきます。

■ 校区ボランティアビューロー設置の推進

小学校区ごとに地域会館等を活用し、「情報交流・相談・集いの拠点」となる校区ボランティアビューローの設置を進めています。住民が身近なところに気軽に集まって交流したり、困りごとを相談したりすることで、住民同士のつながりづくりや生活課題の解決のための情報提供ができる地域づくりをめざしています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
設置校区数	73校区	74校区

<26年度に向けて>

校区ボランティアビューローのPRを積極的に行い、より多くの住民が利用することで住民のつながりづくりを進めていきます。

■ 緊急通報システム事業

急病、事故等の緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
設置台数（年度末）	5,352台	5,415台

<26年度に向けて>

緊急時の対応が困難な高齢者に対して、緊急事態に対応するだけでなく、平時の対応を通じて、高齢者が安心した在宅生活を送れるよう支援します。

（ 6 ） 家族介護者への支援の充実

家族介護者に対し、精神的かつ身体的負担の軽減を図り、安心して家族を介護できるよう相談や情報提供、介護研修などの機会の充実を図ります。また、緊急時対応や家族介護者の負担を軽減するための事業などの基盤整備を進めます。

■ 家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者を対象に、介護予防や健康づくり等の知識や、介護方法の技術習得を目的に、教室を開催しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	196回	188回

< 26年度に向けて>

介護に関する知識の普及等を通じて、高齢者やその高齢者を支える家族が安心して生活を継続できるよう支援します。

■ 家族介護慰労金支給事業

低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護4又は5の方）が、一定期間なんらかの事情により介護保険サービスを利用しない場合、当該高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、当該家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年10万円を支給しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
支給件数	10件	14件

< 26年度に向けて>

在宅で介護をする家族の中には、なんらかの心理的負担を感じている方もおり、特に認知症高齢者を介護する場合にはそうした傾向が強くなっています。対象となる家族に対し慰労金を支給することにより、在宅での介護者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

■ おむつ給付事業

満65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護3～5又は要介護3～5に相当すると認められた高齢者（生活保護世帯及び介護施設に入所している方を除く。）に対し、1か月9,000円を上限におむつを給付することにより、自宅又は病院等でおむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
給付件数	13,565件	16,636件

平成22年度までは、おむつの購入又はレンタルに要する費用を助成

< 26年度に向けて>

おむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

2. 認知症対策の推進

高齢者の増加とともに、認知症の高齢者の数も今後更に増えていくこと予想されます。しかし、認知症になっても、周囲の理解と支援があれば、住み慣れた地域で暮らし続ける

ことができます。認知症の高齢者が、尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができ、また、家族も安心できるように、市民一人ひとりに認知症に関する正しい知識を持ってもらえるよう啓発を図り、社会全体で認知症の高齢者とその家族を支えるまちづくりをめざします。

本市ではこれまで、認知症対策として各関係機関の連携強化に努めてきましたが、この取組を更に進めるとともに、認知症に関する正しい知識の啓発の促進やサービスの一層の充実、高齢者に身近なかかりつけ医やケアマネジャーの認知症への対応力の向上、介護保険事業所等で高齢者の介護に従事する職員の認知症ケアの質の向上に取り組みます。また、認知症地域支援推進員と地域包括支援センターが連携して、就労などの高齢者とは違った課題を抱え、個別対応の必要な若年性認知症の当事者とその家族への支援を進めます。

《事業展開》

（１）関係機関が連携した認知症高齢者への支援体制の充実

認知症高齢者やその家族への支援を充実するため、地域包括支援センター等を中核に、医療、介護、福祉、地域等の関係機関が連携して認知症支援のネットワーク体制を構築し、ケースに応じたきめ細かい支援を提供できる体制を整備します。

■市町村認知症施策総合推進事業（認知症地域支援推進員の配置）

認知症疾患医療センターが整備されたことに伴い地域包括支援センターに認知症の医療や介護における専門的知識を有する者を認知症地域支援推進員として配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の強化を図るため、次の業務を行います。

- ・認知症疾患医療センターや権利擁護の専門家等とネットワークを構築し、専門的・継続的な相談援助を行います。
- ・他の地域包括支援センターに対する専門的見地からの具体的な相談・援助を行います。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
認知症連携担当者 の配置数	1人	2人

平成 2 3 年度までは、認知症連携担当者として配置

<2 6 年度に向けて>

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要であるため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療と介護の連携や、地域における支援体制の構築を図ります。

（２）認知症対応における専門性の向上と連携への支援

認知症サポート医の養成、かかりつけ医の認知症への対応力の向上を目指す研修の実施とともに、認知症疾患医療センターを始めとする認知症専門医療機関とかかりつけ医が連携して認知症医療を行う体制を整備します。また、事業所や介護従事者への認知症に関する情報提供や研修機会の提供などを通じて専門性の向上を図り、認知症ケアの一層の向上に取り組みます。

■ 認知症地域医療支援事業

認知症になっても、身近な存在であるかかりつけ医や専門医から適切な診療を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けるために、診療スキル向上を図るための研修や医療連携の推進を図っています。

認知症サポート医（かかりつけ医への助言その他の支援を行い専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役）を養成し、かかりつけ医として必要な認知症診療の知識や技術などの習得を目的とした研修などを開催しています。

<実績>

	平成 21 年度	平成 22 年度
認知症サポート医養成人数	3人	3人
かかりつけ医認知症対応力向上研修 参加人数	市内開業医 60人 修了者 47人	市内開業医 53人 修了者 50人

<26年度に向けて>

今後さらに関係機関等との有機的連携を深め、認知症医療連携を検討し取り組んでいきます。

■ 認知症介護実践者等養成事業

介護保険事業所等において、認知症高齢者の介護に従事する者に対して、認知症介護にかかる実践的研修を実施することにより、介護技術の質を向上し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。

また、実践者研修の企画、カリキュラム作成を行い、講師を務める認知症介護指導者を養成します。

<実績>

	平成 21 年度	平成 22 年度
認知症介護実践研修（実践者研修） 修了者数	136人	137人
認知症介護実践研修（実践リーダー研修） 修了者数	29人	32人
認知症介護指導者養成研修修了者数	1人	3人

認知症介護指導者フォローアップ研修 修了者数	2人	2人
---------------------------	----	----

<26年度に向けて>

介護保険事業所等における認知症高齢者に対する介護の質の向上のため、引き続き、研修の実施と指導者の養成に努めます。

(3) サービス提供の充実

認知症高齢者やその家族のニーズを踏まえ、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の設置を含め、認知症に関するサービス提供の充実を進めます。

(4) 認知症予防活動の充実

学術的に根拠のある認知症予防の取組はまだ少ないものの、食習慣や運動習慣、趣味などの活動を含めた生活習慣が認知症の発症の抑制に関わることが明らかになっていることから、認知症予防の意識啓発と、早期からの認知症予防の取組の定着に向け、認知症予防教室などの機会の充実に努めます。

■ はつらつ認知症予防教室

平成23年度より一般高齢者事業と特定高齢者事業を統合し、市内6か所で、軽い有酸素運動や、読み書き計算、グループによる脳活性化プログラムを組み合わせた教室を開催しています。

<実績>

		平成21年度	平成22年度
ハツラツ！頭の健康教室 (一般高齢者事業)	開催回数	34回	34回
	参加者数	831人	909人
すこやか脳力アップ教室 (特定高齢者事業)	開催回数	84回	84回
	参加者数	286人	384人

<26年度に向けて>

厚生労働省発行の認知症予防支援マニュアルに準じた内容で実施していますが、より効果的な教室内容とするため、実施回数の増加や、他市の先駆的な取組等を参考にしながら展開していきます。

(5) 認知症に関する啓発と認知症サポーター等の養成

認知症に関する正しい知識の啓発を進め、認知症になっても地域で安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、認知症高齢者との関わりが深い関係団体（警察・消防・金融機関等）におけるサポーター養成を拡充するなど、認知症に係る啓発をさらに進めます。また、大人だけでなく子どもが発達段階に応じて認知症や福祉について学ぶことは、認知症高齢者を始めとして、さまざまな人にやさしい福祉のまちづくりにつながることから、キッズサポーターの養成に取り組みます。

■ 認知症に関する普及啓発事業（認知症サポーター養成講座）

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する『認知症サポーター養成講座』や、当講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成する『認知症キャラバン・メイト養成講座』を開催しています。

認知症サポーターは、日常生活の中で認知症高齢者に出会ったときに、その高齢者の尊厳を損なうことなく適切に対応することができ、また、その知識を広める等の活動を行うことにより、認知症高齢者やその家族を温かく見守ります。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
認知症キャラバン・メイト養成講座 開催回数	1 回	1 回
認知症キャラバン・メイト数	1 6 1 人	1 9 9 人
認知症サポーター数	7,206 人	10,639 人

< 2 6 年度に向けて >

認知症キャラバン・メイトとともに効果的な認知症サポーター養成講座を実施し、「認知症への正しい理解」を広め、認知症高齢者やその家族を温かく見守る地域づくりにつながるよう、学童や職域等、認知症サポーターの対象のすそ野の拡大に取り組みます。

認知症に係る他の施策との連続性を意識しながら、様々な機関との連携の強化を図ります。

3 . 高齢者の権利擁護

高齢者の暮らしの安心を支えるうえで、高齢者の人権の尊重、尊厳の確保は非常に重要であり、今後、認知症高齢者を始め、権利擁護が必要となる高齢者はさらに増えていくものと考えられます。

そこで、全ての市民が人として尊重されるとともに、一人ひとりがお互いを尊重しあい、他者への尊敬と思いやりの心を持って支えあう、人権尊重の理念の一層の普及啓発に努め、高齢者の権利が守られるまちづくりをめざします。

本市ではこれまで、高齢者虐待防止ネットワークの構築や、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護のための体制充実に努めてきました。今後、その取組を一層推進するとともに、権利擁護の中核的なセンター設置など、地域における権利擁護体制のさらなる充実強化を図るとともに、高齢者虐待の早期発見・対応に努め、ハイリスクな高齢者への関わりを持つことによって、高齢者虐待件数の低減に努めます。

《事業展開》

(1) 高齢者虐待防止ネットワークの一層の充実

高齢者虐待へのより迅速な対応を図るため、関係機関との一層の連携の充実に図り、早期発見・早期対応の体制づくりを進めていきます。また、高齢者やその家族、地域等への啓発を通じて、高齢者虐待の早期発見と見守りネットワークの構築、高齢者の権利を守る制度やサービスの普及を図ります。また、緊急性のある場合においては、市が立入調査を行うなど適切な対応を行える体制整備を進めます。

■ 虐待防止と適切な対処システムの構築【再掲】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、各区の地域包括支援センターや地域福祉課等で高齢者虐待の相談・通報窓口を設け、高齢者が尊厳のある生活を維持し安心した生活ができるよう、関係機関等と連携を図りながら適切な対応に努めています。また、虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、虐待防止ネットワークを構築しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
地域包括支援センターにおける虐待対応件数	157件	135件

「自虐・自己放任」「64歳未満」を含まない。

<26年度に向けて>

高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が適切にできるよう関係機関等と連携を図ります。

また、虐待対応の基本となる権利擁護の理解の普及に努め、虐待事実の早期発見・防止につなげる虐待防止のネットワークの強化をめざします。

(2) 成年後見制度等の活用に向けた体制の充実

成年後見制度については、誰もが利用できる制度にするために、地域福祉や障害者福祉の観点も視野に入れ、権利擁護に関するさまざまな取組を支援する中核的なセンターの設置をめざします。また、成年後見市長申立てにより、身寄りのない高齢者の成年後見制度の利用を支援するとともに、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)については、より活用しやすい制度とするために、引き続き、体制の整備と支援員の養成を行います。

■（仮称）権利擁護サポートセンターの設置

区役所地域福祉課や地域包括支援センター等のさまざまな相談機関に対して、権利擁護を必要とする事例のスーパーバイズ等を行う（仮称）権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護に係る専門的支援を強化します。

<26年度に向けて>

平成24年度には、（仮称）権利擁護サポートセンター開設準備委員会を設置し、専門職（法律職及び福祉職）の人材確保や高齢者及び障害者の虐待防止マニュアルの整備など、（仮称）権利擁護サポートセンターの開設に向けた取組を進めます。

■成年後見制度利用支援事業

認知症等判断能力が不十分で、身寄りがいない等、親族による申立てができない状況にある高齢者に対して、本人に代わって市長が成年後見の申立てを行うに当たり、費用等の負担ができない場合に、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
支給件数	7件	12件

<26年度に向けて>

今後も増加が予想される認知症高齢者に対して適切に支援をし、安心して成年後見制度を活用してもらえるよう取り組みます。

■成年後見制度PR事業

制度の概要や手続等についてまだ周知が充分でないことから、家族や民生委員児童委員、介護事業者等の支援者に対して、制度のPRを図り、利用を促進するため、啓発冊子の作成や講演会の開催に取り組んでいます。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
講演会開催回数	1回	1回
講演会参加者数	106人	129人

<26年度に向けて>

（仮称）権利擁護サポートセンターを設置し、センターが成年後見制度のPR等、普及促進を図ります。

■堺市地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用

社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下してきている高齢者等の権利を守るため、堺市地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
利用申し込み件数	4 4 件	2 9 件
契約件数（年度末現在）	1 0 2 件	1 1 7 件
定期訪問回数	1,8 3 2 回	2,3 3 5 回

<2 6 年度に向けて>

増えていくニーズに対応できるような担い手の確保や養成に堺市社会福祉協議会と協力して取り組みます。

4 . 高齢者の住まいの整備

高齢者の暮らしの確かな安全・安心を確保するうえで、「住まい」は非常に重要です。

多くの高齢者は、住み慣れた地域で現在の住まいにこれからも住み続けたいという希望を持っていますが、今後、ひとり暮らし高齢者や重度の要介護者が増加していく中で、高齢者の生活の質の維持・向上のため、身体状況等の変化に応じた、適切な居住環境の多面的な確保に努めます。

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、高齢者や家族が今後の介護状態の重度化に対しても安心感をもって生活できるよう、特別養護老人ホーム等の適正な施設整備を行います。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者向けの住宅については、高齢者が安心して安全に生活できる良質な住宅が供給されるよう、指導監督に努めます。

《事業展開》

（ 1 ）介護保険施設等の適正な整備

要介護認定者の増加の状況や待機者数等を基に、適正な介護保険施設の整備を進めます。

[介護保険施設]

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者等に対して、施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う施設です。

■ 介護老人保健施設（従来型）

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者等に対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設です。

■ 介護療養型老人保健施設

療養病床から転換した施設で、たんの吸引や管を使って胃に栄養を送る「経管栄養」等の看護職員による医療処置や夜間の看護体制、看取り等既存の老人保健施設の基準では対応できない医療ニーズについて機能が付加された老人保健施設です。

■ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする高齢者等に対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

[地域密着型サービス事業所]

■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症（比較的安定した状態）で介護が必要な高齢者等が5～9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者等に対して、施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する定員30人未満の小規模介護老人福祉施設です。（要介護と認定された方のみ利用できます。）

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

30人未満の介護専用型有料老人ホームで計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。（要介護と認定された方のみ利用できます。）

[特定施設入居者生活介護事業所]

■ 特定施設入居者生活介護（混合型）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等で計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。要介護と認定された方のほか、自立、要支援の方も利用できます。

■ 特定施設入居者生活介護（介護専用型）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等で計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。利用は原則、要介護と認定された方に限定されます。

[その他の施設]

■ 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の高齢者で、経済的及び環境上の理由から、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。入所後の加齢等に伴い、介護等の支援を要する方は、在宅の介護保険サービスが利用できます。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
施設数	2か所	2か所
定員	190人	190人
平均入居者数	187人	182人

<26年度に向けて>

利用者数は、定員をやや下回る水準で推移しており、整備数は充足しているものと考えられるため、現状の定員を維持します。

■ 軽費老人ホーム

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者が利用する施設です。在宅サービスが利用できます。

- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）：食事サービスがあります。
- ・ 軽費老人ホーム（A型）：食事サービスがあり、診療所が併設されています。
- ・ 軽費老人ホーム（B型）：自炊が可能な方が対象で、食事サービスはありません。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
施設数	12か所	12か所
定員	565人	565人
平均入居者数	537人	541人

<26年度に向けて>

利用者数は、定員をやや下回る水準で推移しており、整備数は充足しているものと考えられるため、現状の定員を維持します。

(2) ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備

今後も引き続き、全市的な住環境整備の方針に基づき、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを踏まえ、大阪府等と連携し、老朽化した公営住宅の建替えなどを計画的に推進します。

■ 共同住宅におけるふれあい交流スペース確保・生活支援等の検討

公共賃貸住宅の建替えにおいては、高齢者や子育て中の親子等、多世代の人が気軽に集まることのできる、ふれあい・交流スペースを確保するとともに、多様な世帯が安心して住み続けることができるよう、身近なところでの介護や福祉、子育て支援等の生活支援が必要となっています。

<26年度に向けて>

大規模な市営住宅については、建替えに併せて、住宅部局と健康福祉部局とが連携し、必要に応じ、スペース確保のハード面とサービス提供のソフト面の両面から検討していきます。

■ ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進

老朽化した市営住宅の建替えに当たっては、スロープの設置等屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設しています。

また、加齢等に伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
市営住宅建替戸数	0戸	200戸

<26年度に向けて>

建替えを行う住宅については、国の「高齢者が居住する住宅の設計指針」に基づいた仕様を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及を進めています。また、既存の住宅については、エレベータの設置や浴室・トイレの手すり設置等バリアフリー化を進めています。

■シルバーハウジングへの生活援助員の派遣

シルバーハウジング に生活援助員を派遣し、入居者の相談等に応じています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
シルバーハウジング戸数	71戸（3団地）	71戸（3団地）
派遣戸数	71戸	71戸

シルバーハウジングとは、独立して生活するには不安があるが、自力で日常動作（自炊及び食事・入浴・排泄など）ができる高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯を対象とした市営住宅及び府営住宅で、安全性を配慮した設計や設備、デイサービスセンターから派遣される生活援助員による安否確認や緊急時の対応などの福祉サービスを受けることができる。

<26年度に向けて>

生活援助員を派遣することにより、高齢者が安心した在宅生活が送れるよう支援します。

（３）良質なサービス付き高齢者向け住宅の確保

今後、「サービス付き高齢者向け住宅」の開発・供給は、増加するものと考えられます。高齢者の人権を守り、安全に安心して暮らすことの出来る住まいを提供するため、大阪府と連携しながら事業者に対する指導監督の仕組みやガイドラインなどを定め、安心・安全で良質な住宅の供給に努めます。

■サービス付き高齢者向け住宅事業の的確な運用

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録簿を住宅まちづくり課、高齢施策推進課等に備え付け、情報提供を行っています。

<26年度に向けて>

サービス付き高齢者向け住宅の供給動向を注視しながら、住宅部局と健康福祉部局が情報を共有し、登録制度の的確な運用に努め、高齢者の居住の安定の確保を図っていきます。

（４）住宅改修等の推進

高齢者が安心、安全で快適な生活を送ることができるように、身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を進めます。

■高齢者等が住みやすい住宅改造・改修の促進

住宅まちづくり課、市政情報センター・市政情報コーナーに「建築技術を対象とした高齢者・障がい者向け住宅改造研修修了者名簿」等を備え付け、住宅改造に関する相談員の情報提供を行っています。

< 26年度に向けて>

住宅部局と健康福祉部局が情報交換を行い、高齢者等の住宅改造に関する需要の把握や、制度の普及方法について検討していきます。

■ 高齢者住宅改修費助成事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて、安心して生活することができるよう日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し、介護予防及び生活の利便性の向上を図るために、自立者に対しては介護保険と同じ内容の工事を20万円を限度に、要介護者等に対しては介護保険対象外の工事を30万円を限度に助成しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
助成件数	502件	569件

< 26年度に向けて>

住み慣れた地域での生活を続けたいと思う高齢者が多い中で、住宅の改修により転倒等を防ぎ、自立した在宅生活の継続を図ります。

■ 住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）

介護保険における住宅改修費の支給は、居宅（介護予防）サービス計画又は住宅改修理由書において住宅改修の必要性が認められた被保険者に対し行われます。居宅（予防）サービス提供を受けていない要介護（要支援）者の場合、専門的見地からの住宅改修の理由書の作成が別途必要となるため、住宅改修理由書作成が円滑に行われるように、作成を担当した専門家（ケアマネジャーの属する指定居宅介護支援事業所及び作業療法士等の専門的知識を有すると認められる方）に対し理由書作成手数料を支給しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
支給件数	309件	278件

< 26年度に向けて>

住宅改修工事が円滑に行われるよう、支援を行います。

5．介護サービスの質の向上と円滑な利用

介護保険制度では、利用者の責任において、サービス提供事業者と契約を締結し、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体性が求められます。そのため、利用者が適切な判断を行うことが出来るよう、情報提供や相談対応などの支援が重要となります。

利用者が安心してサービスを利用出来るように、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、介護サービスを担う人材の養成・確保とともに、介護サービスの質の向上に取り組み、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

《事業展開》

（１）介護保険制度に関する啓発、相談、苦情対応等の一層の充実

介護保険制度の周知・啓発に取り組み、介護保険制度の理念の普及を一層推進します。また、介護相談員派遣事業を通じて、相談や苦情対応の一層の充実を図ります。

■ 広報活動

介護保険制度をより利用しやすい制度にするために、広報活動や説明会等様々な広報活動や窓口を通じ、障害のある方や外国人の方にも配慮したわかりやすい介護保険制度や高齢福祉制度の周知を進めます。

<26年度に向けて>

市民及び事業所が介護保険制度をより理解するとともに、効果的な介護保険制度の利用につながるよう、積極的な広報活動に努めます。

■ 事業所に関する情報提供

介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための事業者情報を、インターネットを通じて提供しています。

<26年度に向けて>

市民に対して、きめ細かな情報を提供するとともに、情報内容の充実を図ります。

■ 介護保険サービスに関する苦情相談

介護保険サービスは、利用者と事業者の間で結ばれた契約に基づき実施されますが、サービスに関する苦情・相談が当事者同士で解決されない場合、相談窓口にて介護保険サービスにおける苦情相談解決の支援を行っています。

< 26年度に向けて>

関係機関と連携を図りながら、介護保険サービスにおける苦情相談の解決支援を行い、介護保険サービスの質の維持、向上に努めます。

■ 介護相談員派遣事業

介護保険サービス利用者等の相談に応じる第三者（介護相談員）を、派遣希望のある介護保険事業所へ派遣し、利用者のサービスに関する疑問や不満・不安等の解消を図ります。この事業では、介護相談員という第三者が事業者を訪問、相談に応じることで、利用者の苦情を含めた意見表明の機会を確保し、疑問等の解消を図ります。同時に、事業者においてもサービスに対する利用者の不満や意見等について相談員を通じて把握することで、サービスの質と利用者満足度向上の機会を得ることができるようになります。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
派遣回数	141回	84回
相談件数	1,048件	1,096件

< 26年度に向けて>

介護相談員の派遣を希望する介護老人福祉施設・介護老人保健施設・認知症対応型共同生活介護事業所に対し、引き続き派遣を行います。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での事業展開も検討していきます。

（２）これからの福祉・介護サービスを担う人材の確保

高齢者の増加とともに、福祉・介護サービスへのニーズは増大し、認知症高齢者へ対応など、より多様化、高度化してきています。このような中、これからの福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保、定着支援、質の向上が必要となるため、新人材確保指針を踏まえ、事業者や大阪府等と連携し、人材の確保とキャリアアップの支援、福祉・介護の仕事の重要性や魅力を伝える取組への支援を進めます。

（３）事業者への指導、研修機会等の充実

介護サービスの質の向上に向け、事業者への指導やサービス内容のチェック体制を充実するとともに、外部研修などの情報提供や、市が主催する研修機会の拡充など、サービス事業所職員のケア技術の向上等につながる取組を推進します。

■ 介護サービス事業者への指導・助言

適正適法なサービスを確保するために、介護保険サービス事業所に対し指導助言を行うとともに、堺市に指定（開設許可）権限があるサービス事業所等に対し、定期的に実地指導を行います。さらに、悪質なケースについては、監査を実施し、公正かつ適切な措置をとります。

また、個別の事業所等の指導だけでなく、集団指導や研修を通じて事業所等やその従業者に対して基礎的な法令等や身体拘束ゼロに向けた取組の周知を図り、適正な介護保険サービス事業所等の育成、利用者本位のサービス提供の確保を進めます。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
地域密着型サービス事業者に対する 集団指導	1 回	1 回
介護老人福祉施設・介護老人保健施設 に対する集団指導	2 回	2 回
居宅サービス等事業者に対する 実施指導	63 件	67 件
地域密着型サービス事業者に対する 実施指導	49 件	74 件
介護老人福祉施設・介護老人保健施設 に対する実施指導	24 件	23 件

< 2 6 年度に向けて >

適正な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、効果的かつ効率的な指導・助言を行います。

（ 4 ） 介護給付適正化事業の推進

介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、介護給付適正化事業について、体制を強化し、継続的に取組を推進します。

■ 認定訪問調査の点検

認定訪問調査は職員により実施していますが、職員研修の実施や本人の状態を正確に説明できる方の同席のもと調査を行うなど、適正な認定訪問調査を引き続き行います。また、委託による調査に関しても保険者による認定調査内容の点検を行っています。

< 2 6 年度に向けて >

職員による認定訪問調査のより適切な実施、正確な調査選択肢の選択、より適切な特記事項の記載について引き続き取り組んでいきます。また、委託による調査については、全件、保険者による調査内容の点検を引き続き行います。

■ 給付費通知による点検

サービス利用者自身が利用している介護サービス費について、利用者サイドから点検できるように、利用者に対し、利用事業所名、利用サービス種類、利用回数、介護保険サービス費用総額等を記載した通知（給付費通知）を、本人へ年複数回送付します。

< 26年度に向けて >

「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。

■ 医療情報との突合点検

医療サービスと介護保険サービスの重複請求のチェックを行い、適正な給付請求を指導します。

< 26年度に向けて >

「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。

■ 縦覧点検

算定回数やサービス間の整合性等、介護サービス費の請求内容を点検し、適正な給付請求を指導します。

< 26年度に向けて >

「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。

■ 住宅改修の適正化

住宅改修を行った利用者の自宅へ、1級又は2級建築士の有資格者（いずれもシルバー人材センター登録の方）を調査員として派遣し、申請書類と工事内容の確認を行います。

確認の結果、不適正な工事があった場合には、本市より当該事業所に指導を行い、特に悪質な事業者に対しては、受領委任払いの停止等の措置を行います。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
派遣依頼件数	337件	334件
指導件数	18件	23件

<26年度に向けて>

「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。

■ケアプラン点検

利用者の自立支援に資する介護保険サービスが適正にケアプランに位置づけられているかを点検し、必要に応じて居宅介護支援事業所に指導助言を行います。

<26年度に向けて>

本市被保険者に対し居宅介護支援サービスを提供している市内全事業所へのケアプラン点検の実施を検討します。

点検・面談を通じて、利用者の自立支援に資する、より適切なケアプランが作成されるよう、介護支援専門員への支援を行います。

■福祉用具購入・貸与調査

軽度者の福祉用具貸与をケアプランで位置づける場合は、介護支援専門員から事前に提出された届出等により確認を行っていきます。

<26年度に向けて>

「第2期大阪府介護給付適正化計画」における重要8事業を中心として、介護サービスの内容をチェックし、介護給付の適正化を行います。

(5) 費用負担への配慮

介護保険制度は、社会全体で介護を担う制度であり、被保険者は所得に応じた介護保険料と、介護保険サービス利用時にサービスの1割を負担することになっています。しかしながら、介護保険に係る費用負担が過重にならないように、費用負担を軽減する制度などにより、安心して利用できる仕組みを設けています。

■介護保険料の減免猶予制度

災害や失業等により、保険料を負担することが困難になった場合における保険料の徴収猶予や減額減免をする制度です。

■介護保険料の軽減措置

世帯全員の課税状況が市民税非課税で特に生活に困っており、保険料を負担することが困難な場合における保険料軽減をする制度です。

■ 高額介護（予防）サービス費

世帯の所得状況に応じた 1 か月当たりの世帯ごと自己負担額の上限額を設定し、同一世帯における自己負担額の合計額が上限額を超えた場合に、当該合計額と上限額との差額を高額介護サービス費として支給する利用者負担軽減をする制度です。

■ 高額介護サービス費受領委任払制度

施設入所者に対して、高額介護サービス費分については事業者へ保険者が直接払う制度です。（大阪府内の施設入所者のみ適用）

■ 特定入所者介護サービス費

世帯全員の課税状況が市民税非課税である利用者の施設入所又は短期入所時に係る居住費及び食費を軽減する制度です。

■ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者福祉サービスにおける境界層該当として負担額が 0 円となっていた方が介護保険適用となった場合のホームヘルプサービスの利用者負担割合を全額免除とする措置です。

■ 介護（予防）サービス費の軽減減免制度

災害や失業等により利用料を負担することが困難になった場合における利用料負担の軽減減免をする制度です。

■ 社会福祉法人利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な人が、一部の社会福祉法人が提供する特定種類の介護サービスを利用した場合にその利用者負担を軽減する制度です。

■ 市民税課税世帯における居住費食費の減額制度

高齢者夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費及び食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費及び食費を減額する制度です。

< 26 年度に向けて >

広報さかい、堺市ホームページ、介護保険制度パンフレットや出前講座等を通じて、また、第 1 号被保険者には介護保険料額通知等に同封しているチラシなども通じて、制度の周知を行っていきます。

6 . 健康づくりの支援

高齢期の疾病や要介護状態になることに関し、普段の生活習慣に起因する「生活習慣病」が要因となっていることも少なくありません。高齢者のすこやかな暮らしの基盤として、生活習慣病の予防、日頃からの健康づくりの観点が重要であるため、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。

本市では、「新健康さかい21」等に基づき、高齢者も含めた市民の健康づくり運動を展開していますが、こうした取組と連携して、「自らの健康は自らで守り育てる」意識の醸成、身近な地域で生活習慣病の予防や健康づくりを実践できる環境づくりなどを進めます。

《事業展開》

(1) 高齢者の視点に立った健康づくりメニューの充実と普及啓発

高齢者の健康づくりにおいて、生活習慣病の予防、ヘルスプロモーションを通じた豊かな人生の創出といった観点を組み込み、高齢者が健やかな生活を送ることができるように魅力的な健康づくりメニューの充実や、無理なく身体を動かせる機会の提供などを進めます。

■ 各種検診の推進（がん検診、骨粗しょう症予防検診）

がんを早期に発見し、治療に結びつけるために、5つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診を実施しています。

また、18歳以上の市民を対象に骨粗しょう症に関する正しい知識の普及を図り、啓発することによりその発症を未然に防ぐことを目的とし、骨粗しょう症予防検診を実施しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
胃がん検診 受診率	3.9%	3.8%
肺がん検診 受診率	3.8%	3.8%
大腸がん検診 受診率	10.8%	10.9%
子宮がん検診 受診率	22.9%	25.1%
乳がん検診 受診率	16.0%	17.4%
骨粗しょう症予防検診 受診者数	1,351人	1,292人

< 26年度に向けて>

受診率の向上に努め、一定の効果が出ている検診もありますが、受診率は、依然低いのが現状となっています。

この状況を改善するために、現行実施の受診勧奨を継続していくとともに、各種がん検診をまとめて受診できる総合がん検診や効果的な受診勧奨の実施について導入を検討します。

■ 成人歯科検診と歯科相談の充実

40歳以上の市民を対象に、市内の実施医療機関での歯科検診や、毎月1～2回の各区保健センターでの歯科相談を実施し、歯周病等歯科疾患の早期発見、保健指導を行うことにより口腔の健康維持を図っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
歯科検診 受診者数	566人	683人
歯科相談 相談者数	1,347人	1,472人

< 26年度に向けて>

より多くの受診機会の提供に努め、受診者数は増加しているものの、受診率は低い状況です。

歯の喪失の大きな原因であるう蝕・歯周疾患等は早期発見・早期治療が効果的で、生活習慣の改善により予防できることから、啓発の方法を工夫し、歯科保健に関する知識・情報の普及することで、かかりつけ歯科医での定期検診も含め、歯科検診の受診率向上へつなげていきます。

■ 生活習慣病予防のための健康教育の実施

40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図っています。

保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
開催回数	535回	547回

< 26年度に向けて>

各区の保健センターにおいて、又は、地域へ出向き、保健師、栄養士、歯科衛生士などが、生活習慣病や健康づくりに関しての健康教育を実施し、広く市民へ正しい知識の普及啓発を行います。

引き続き、実施し、地域の健康レベルの向上を図ります。

■健康相談の実施

40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。主に保健センターが中心となり、生活習慣病や健康づくりの相談に応じています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
相談件数	14,222件	15,003件

<26年度に向けて>

各区の保健センターにおいて、又は、地域へ出向き、保健師・栄養士、歯科衛生士などが、生活習慣病や健康づくりに関しての相談に応じて、指導や助言を行っています。

引き続き、実施し、地域の健康レベルの向上を図ります。

(2) 地域に根ざした健康づくりの実践の促進

地域に根ざした健康づくりに向け、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるように、自主活動グループの育成や活動場所の確保の支援などを通じ、地域における健康づくりの実践を促進します。

■健康づくり自主活動グループや地域リーダーの育成・支援

市民主体の健康づくりを地域に広げていくために、新たな健康づくりを推進する自主活動グループやリーダーの育成・支援を行っています。

各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークができています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
自主活動グループ育成数	8グループ	6グループ
健康づくりリーダー育成数	16人	15人
教室開催回数	32回	51回
教室参加者数	1,233人	1,049人

<26年度に向けて>

市民主体の自主活動グループの育成及び継続した活動支援を実施してきた結果、順調にグループ数が増え、また、グループ間の交流などを目的としたネットワーク化もすすんでいます。

現在の活動がさらに継続するよう、ネットワークの充実、リーダーの育成にさらに重点を置いて支援していきます。

■ 口腔機能向上のサポーター育成（８０２０メイト）

口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援しています。

<実績>

	平成２１年度	平成２２年度
グループ数	７グループ	７グループ

<２６年度に向けて>

各区単位で立ち上がっている「８０２０メイト」が、地域で口腔の健康づくりを広める活動をより活性化させるための支援を行います。

また、堺市全体での口腔の健康づくりをサポートするグループとしても活躍できる場の提供など支援を行い、市民の口腔保健の向上へとつなげていきます。

７．介護予防の充実

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしの基盤となるものであり、介護保険の基本理念である「自立支援」の観点からも重要な取組です。

本市では、要支援・要介護認定者における要支援者や要介護１の割合が高いなどの特性もあり、介護予防の充実は大きな課題であると考えられます。要支援・要介護になるおそれのある高齢者や要支援者への介護予防サービスの充実を進めるとともに、すべての高齢者を対象とした介護予防の周知・啓発等の取組を充実します。また、身近な地域での主体的な取組を促進していくための仕組みづくりなどを進めます。

《事業展開》

（１）介護予防の地域展開と基盤整備

介護予防のグループ育成などを一層推進し、地域における介護予防の定着を図ります。また、地域における活動の場の確保、継続的な指導の提供などを通じて、地域の主体的な介護予防の取組を促進します。

■ 地域型げんきあっぷ教室

６５歳以上の高齢者を対象に転倒予防や体力増進を目的とした体操等を行う地域型げんきあっぷ教室を開催しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	429回	443回
参加者数	7,138人	7,292人

<26年度に向けて>

筋力トレーニング等の運動により、歩行や立ち上がり等の基本動作能力に影響を与える下肢・体幹の筋力低下防止やバランス能力の向上を図ります。

参加後も継続して生活の中で実施され、運動習慣が定着できるように取り組みます。

■ はつらつ認知症予防教室【再掲】

平成23年度より一般高齢者事業と特定高齢者事業を統合し、市内6か所で、軽い有酸素運動や、読み書き計算、グループによる脳活性化プログラムを組み合わせた教室を開催しています。

<実績>

		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
ハツラツ！頭の健康教室 (一般高齢者事業)	開催回数	34回	34回
	参加者数	831人	909人
すこやか脳力アップ教室 (特定高齢者事業)	開催回数	84回	84回
	参加者数	286人	384人

<26年度に向けて>

厚労省発行の認知症予防支援マニュアルに準じた内容で実施していますが、より効果的な教室内容とするため、実施回数の増加や、他市の先駆的な取組等を参考にしながら展開していきます。

■ 介護予防・健康教室

保健センター及び地域会館等において、介護予防や健康づくり全般に関する講座を実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	549回	447回
参加者数	13,453人	12,962人

<26年度に向けて>

保健センターや地域会館に各区の担当保健師等が出向いて、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、健康づくりや介護予防に関する教室を開催します。

各専門職への研修等により、質の維持・向上を図ります。また、地域活動により、各校区の状況把握に努めます。

■ 介護予防教室（在宅介護支援センター等）

在宅介護支援センター等で、介護予防の講話・住民の自主グループ活動の育成や支援等に関する教室の開催等を行っています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	340回	344回
参加者数	7,847人	8,376人

<26年度に向けて>

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなくいきいきと暮らすことができることができるように、在宅介護支援センターが担当地域において年間計画を立て、介護予防教室の開催等を行います。

■ 自主活動グループ等の育成事業

介護予防のための新たな自主活動グループやリーダーの育成支援を行っています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
自主活動グループ育成数	14グループ	9グループ
健康づくりリーダー育成数	42人	20人
教室開催回数	85回	56回
教室参加者数	2,090人	1,198人

<26年度に向けて>

介護予防に積極的に取り組む新たな自主活動グループやリーダーを育成・支援し、地域で継続的に介護予防活動に取り組む市民の増加に努めます。

教室開始から自主活動に向けた働きかけを行い、自主化後は、市の役割としてグループの側面的な支援やネットワーク化、リーダーの質の向上に取り組めます。

■ 健康づくりグループ活動発表イベント

健康づくりに主体的に取り組む市民を増やし、各区の保健センターが育成・支援している健康づくり自主活動グループの活性化を図るため、自主グループの交流、各区の活動発表、各区ブースでの活動パネルの展示等の内容の市全体のイベントを年1回実施しています。

イベントの企画・運営は、各区の健康づくり自主活動グループの代表からなる「さかい健康づくり推進委員会」と行政が市民協働で実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	1回	1回

<26年度に向けて>

各区における自主活動グループのネットワークに加え、堺市全域を対象とした交流は、健康づくりに主体的に取り組む市民を増やす意味でも有意義であり、市全体のイベントとして年1回程度、継続して実施していきます。

イベントの企画・運営は、「さかい健康づくり推進委員会」と行政が協働で実施しており、さらに内容には工夫を加えながらすすめます。

■高齢者いい歯自慢コンテスト

生涯を通じた口腔の健康づくりを目的に、80歳以上で自分の歯を20本以上保持している市民を、ポスター掲示、広報さかい等により募集し、各保険センターにて審査をし、表彰対象者を選出しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
表彰者数	52人	64人

<26年度に向けて>

「8020の推進」を行うとともに、8020達成者に対して、表彰を行います。

■栄養ボランティア活動支援

地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
支援したグループ数	0グループ	2グループ

<26年度に向けて>

低栄養・栄養改善に関する基本的知識を普及し、栄養ボランティア活動の質の維持向上のために研修等の支援を行います。

■在宅保健専門職（栄養士・歯科衛生士）の活動支援

地域のボランティア栄養士・歯科衛生士によって結成された専門職サポーターグループの充実を図り、高齢者の栄養改善・口腔機能の向上に資するよう、活動支援をしています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
グループ数	1グループ	1グループ

<26年度に向けて>

在宅保健専門職として、地域の方にボランティアで知識の普及啓発を行うことへの支援として、研修会の開催や、保健関連の情報提供を行います。

(2) 介護予防対象者への適切なサービスの提供

介護予防への主体的な取組を促進するために、介護予防の効果などに関して周知・啓発や情報提供などを充実していくとともに、介護予防対象者の状態やニーズ等を踏まえ、閉じこもりの防止や情報提供、各種指導などを組み合わせ、その人に合ったサービスの提供を行います。

■ 特定高齢者把握事業

65歳以上の高齢者を対象に、25項目からなる生活機能に関する基本チェックリストや生活機能検査を行い、要支援・要介護の状態になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防事業の参加を促します。

また、介護保険の認定で自立と判定された高齢者、ひとり暮らしの高齢者、閉じこもり予防のための指導が必要な高齢者等を対象に、保健師等が家庭を訪問し、特定高齢者の把握につなげるとともに本人やその家族に必要な保健指導を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
基本チェックリスト実施人数	16,652人	16,078人

<26年度に向けて>

生活機能評価は、平成22年度の実施要綱改正に伴い平成23年度より実施方法を変更し、基本チェックリストの郵送・回収により特定高齢者を把握することにしました。

以前より特定高齢者の把握が簡易になったことで、より多くの特定高齢者が介護予防事業の参加につながるよう、啓発に努めます。

■ 介護予防手帳の作成

介護予防の意識及び介護予防事業への参加の向上を図ることを目的に、特定高齢者（要支援・要介護のおそれのある高齢者）や配布を希望する高齢者に対し、介護予防に関する知識・情報や本人が利用した介護予防事業を記録できる介護予防手帳を発行しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
作成数	3,000冊	-

<26年度に向けて>

高齢者と医師等の関係者が、互いに情報を共有し、適切なサービスの提供につながるよう、手帳利用の普及に努めます。

■ 運動器機能向上教室（げんきあっぷ教室）

生活機能評価を実施した結果、運動器機能の低下がみられる特定高齢者を対象に、運動器機能向上のための筋力・持久力等のプログラムを実施し、要介護状態になることを予防

します。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	221回	256回
参加者数	637人	551人

<26年度に向けて>

教室に参加する中で、介護予防の必要性や高齢者自身にとって健康づくりにつながることを理解し、参加後も継続して生活の中で実施され、運動習慣が定着することをめざします。

■ 口腔ケア機能向上教室（口腔ケアおしゃべり道場）

生活機能評価を実施し、口腔機能に一定の低下が認められた特定高齢者を対象に、歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士等が口腔機能向上のためのプログラムを実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	80回	99回
参加者数	330人	303人

<26年度に向けて>

歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が、口腔ケアの重要性や機能低下の防止について啓発を行い、口腔の健康づくりから要介護とならない全身の健康維持を支援します。

■ 口腔機能の向上普及啓発事業

地域の老人クラブ等に働きかけて、口腔機能の向上の出前講座を実施し、歯間部清掃用具の使用方法や口の体操をアドバイスする等して、口腔機能の向上の取組を日常生活に取り入れることをめざして実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	65回	82回
参加者数	1,129人	1,598人

<26年度に向けて>

地域での老人クラブや体操グループ等で、口腔の健康を保っていただくために、高齢者に対して口腔衛生や口腔機能の向上について出前講座を行います。

地域での歯科保健の向上となるよう、8020メイト等のボランティアからの働きかけも行います。

■ 栄養改善教室（栄養改善ちゃんこクラブ）

低栄養状態にある、又は、その恐れのある対象者に対し栄養改善プログラムを実施することで、低栄養状態を改善し、要介護状態となることを予防します。

管理栄養士が事前アセスメントに基づき個別的な栄養相談、集団的な栄養教育等を実施しています。

継続参加者において、体重増加・栄養状態の改善効果が見られています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	42回	39回
参加者数	54人	52人

<26年度に向けて>

低栄養予防のための調理講習会を組み合わせ、事業を効率的・効果的に実施します。

■ 低栄養予防出前啓発事業

高齢者が、低栄養（食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足等）の状態になることを防ぐために、健康教育（栄養教室）等を地域に出向いて実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しめるような働きかけを行っています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
開催回数	59回	64回
参加者数	1,228人	1,308人

<26年度に向けて>

高齢者が要介護状態になることを防ぐための取組の一つとして、今後も事業を継続します。身近な場所で啓発する機会を設けるとともに、関係機関や地域の既存団体と連携を強化します。

■ 特定高齢者訪問型介護予防事業（うつ・認知症・閉じこもり訪問指導）

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者等を対象に、保健師等が居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施しています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
訪問指導回数	73回	164回

<26年度に向けて>

心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な特定高齢者を対象に保健師や看護師等がその居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、適切な指導を行います。

■ふれあいデイサービス

自立生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等のうち、介護保険の対象とならない家に閉じこもりがちな虚弱高齢者であって、日常生活を営むのに支障がある高齢者を対象に、週1回デイサービスセンターにおいて通所サービスを提供しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
利用者数	1,962人	1,778人

<26年度に向けて>

介護保険の対象にならない高齢者が、閉じこもり等の理由で生活機能が低下し、要介護等状態にならないよう継続して取り組みます。

■高齢者生活援助員派遣事業

介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者で、傷病等の理由で一時的な機能低下により日常生活に支障がある方を対象に生活援助員を最長3か月以内、週1回又は2回（1回当たり1時間半程度）派遣しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
派遣回数	293回	508回

<26年度に向けて>

事業の継続により、介護保険の対象とならない高齢者の日常生活を支援することで、要介護状態になることを防止していきます。

■生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の対象とならない65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を、一時的に擁護する必要がある場合に、要介護状態への進行を予防する観点から、養護老人ホーム等に年間で7日程度の短期入所を実施することにより、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
入所日数	71日	14日

<26年度に向けて>

短期間の入所により日常生活を支援することで、自立した在宅生活の継続を図ります。

■失語症リハビリテーションの実施

脳卒中や交通事故の後遺症による言語機能障害のある方の閉じこもりの予防と、社会参加のための意欲や手段の獲得のため、言語機能の維持・回復を図り、また、ことばの障害への理解を深めます。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
参加者数	511人	511人

<26年度に向けて>

失語症の方同士が交流することにより、言語障害の理解を深め、社会参加と自立のきっかけをつくります。また、言語機能の維持・回復を図り、家族も含めて健康な生活を送ることができるよう支援します。

啓発により、失語症を理解する市民や関連機関が多い街になるように、失語症理解者（コミュニケーションメイト）の育成等の環境整備を行います。

（３）事業評価の実施

事業評価を行い、より適切かつ効率的な事業を実施できるよう、事業の実施方法等の改善を図ります。

■介護予防特定高齢者施策評価事業

■介護予防一般高齢者施策評価事業

各事業の評価項目を基に、そのプロセスや事業を検証し、適切かつ効率的な事業を実施できたか等の評価を実施します。

（４）要支援認定者への介護予防サービスの提供

要支援１・２の認定を受けた方の個々の状況（状態）に応じた介護予防サービス提供が確保されるよう、適正なサービス提供体制を構築します。

■介護予防訪問介護

要支援１・要支援２の認定を受けて居宅で介護予防サービスを利用する人（以下「居宅要支援者」という。）に対して、介護予防を目的とし、その居宅において、介護福祉士等により一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を提供するサービスです。

■介護予防訪問入浴介護

居宅要支援者に対して、その介護予防を目的として、居宅を訪問し、一定期間にわたり

浴槽を提供して行われる入浴介護サービスです。

■ 介護予防訪問看護

主治医が一定の基準において、その治療の必要を認めた居宅要支援者に対し、介護予防を目的として、その居宅において、看護師等により、一定期間にわたり看護を提供するサービスです。

■ 介護予防訪問リハビリテーション

主治医が一定の基準において、その治療の必要を認めた居宅要支援者に対して、介護予防を目的として、その居宅において、一定期間にわたり理学療法士、作業療法士等がリハビリテーションを提供するサービスです。

■ 介護予防居宅療養管理指導

居宅要支援者に対し、介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等により療養上の管理及び指導を提供するサービスです。

■ 介護予防通所介護

居宅要支援者に対して、介護予防を目的として、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の施設で、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

■ 介護予防通所リハビリテーション

主治医が一定の基準において、その治療の必要を認めた居宅要支援者に対して、介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所等で、一定期間にわたり理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供するサービスです。

■ 介護予防短期入所生活介護

居宅要支援者を特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所させ、介護予防を目的として、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するサービスです。

■ 介護予防短期入所療養介護

居宅要支援者を介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の施設に短期間入所させ、介護予防を目的として、一定期間にわたり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援等を提供するサービスです。

■ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している居宅要支援者に対し、

介護予防を目的として、計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援等を提供するサービスです。

■ 介護予防福祉用具貸与

居宅要支援者に対して福祉用具のうち、介護予防に資する用具を貸与するサービスです。

■ 特定介護予防福祉用具販売

居宅要支援者が福祉用具のうち、介護予防に資するものであって入浴又は排せつに使用するもの等を購入する際、購入費を支給するサービスです。

■ 介護予防住宅改修

居宅要支援者の住宅での手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修の費用を支給するサービスです。

■ 介護予防支援

居宅要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう、介護予防計画を作成し、計画に基づくサービスの提供を確保するため、介護予防サービスを提供する事業者との連絡調整、給付管理を行うサービスです。

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要支援者が5～9人で共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。（要支援2の方のみ利用できます。）

■ 介護予防小規模多機能型居宅介護

1つの拠点で、「通い」での利用を中心として、居宅要支援者の状態や希望に応じて「訪問」「泊まり（夜間）」を組み合わせ提供するサービスです。

■ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症で介護が必要な居宅要支援者にデイサービスセンター等で入浴、食事の提供、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

8．高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。今後、団塊の世代が高齢期を迎える中で、高齢者のライフスタイルや価値観がさらに多様化していくことが予想されます。新しい高齢者のニーズや志向なども踏まえ、さまざまな社会参加の機会を確保することが大切になります。また、地域においても、今後、高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域活動の担い手となることは、地域づくりの観点からも重要となります。

本市ではこれまで、生涯学習やボランティア支援、就労支援、活動場所の確保などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実に努めてきました。今後も引き続きこれらの取組を推進するとともに、ひとり暮らし高齢者の増加や多様な活動を求める高齢者が増えてくることなども想定しつつ、高齢者と社会とのつながりの確保の観点からも、一層の取組の充実を図ります。

《事業展開》

（１）情報提供ときっかけづくり等の充実

団塊の世代が高齢期を迎える中、高齢者がこれから新たな趣味や地域活動などを始めたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

■おでかけ応援バス

生きがいづくり活動の支援の一環として、高齢者の外出支援・社会参加を促すことを目的とし、満65歳以上の高齢者を対象に、毎月5、10、15、20、25、30日の月6回、市内郵便局で発行している「おでかけ応援カード」をバス降車時に運転手へ提示することにより、南海バス・近鉄バスを1乗車100円で利用できる事業を実施しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
1日平均利用者数	16,780人	16,432人

<26年度に向けて>

事業効果の検証結果を踏まえ、より効果的な事業展開を検討します。

■高齢者の社会参加・仲間づくり・健康づくり支援

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと暮らすことを支援するために、保健セン

ターでは保健師等が身近な社会参加の場として、ボランティアが中心となる主体的な地域グループを育成・支援しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
実施か所数	197か所	207か所

<26年度に向けて>

各区の保健センターから、保健師等が、老人クラブや高齢者の集い、地域のボランティアが中心となって活動しているグループなどへ出向き、健康教育や健康相談などを実施しています。継続して実施することで、活動支援を行っていきます。

■生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）事業

生涯学習情報提供サイトをリニューアルし、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者等のさまざまな生涯学習に関連する情報を一元的に収集し、提供する。また、リンク対応によりポータルサイトを起点としてさまざまな学習内容の詳細な情報を取得できる仕組みづくりや見やすく・わかりやすい掲載方法に努め、だれでも容易に学習情報を入手できるシステムの運用をすすめます。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
ホームページへのアクセス数	229,817件	108,716件

<26年度に向けて>

生涯学習情報提供の拡充を図るとともに、WEB上でe-learning等の学習コンテンツ（堺版インターネット塾）を提供します。

■老人福祉センターの運営

60歳以上の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
堺老人福祉センター 延利用者数	101,975人	101,729人
中老人福祉センター 延利用者数	82,516人	77,937人
東老人福祉センター 延利用者数	113,260人	110,623人
西老人福祉センター 延利用者数	85,222人	84,068人
南老人福祉センター 延利用者数	77,157人	77,987人
北老人福祉センター 延利用者数	110,845人	106,722人
美原老人福祉センター 延利用者数	36,092人	35,764人

< 26年度に向けて>

指定管理者による管理運営を実施することにより、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図ります。

■老人集会室の整備

老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーション等の身近な活動拠点として、老人集会室を小学校校区に1か所整備を進めています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
整備か所数	46か所	48か所

< 26年度に向けて>

高齢者の地域における活動拠点となるような場を提供し、高齢者が主体的に活動・参加できるような環境づくりを充実していきます。

■活動場所確保の支援

地域福祉活動等の拠点の一つとして、美原総合福祉会館の運営と、堺市総合福祉会館の管理運営に対する支援を行っています。

また、市と社会福祉協議会の協働で堺市民活動サポートセンターを開設し、市民活動の拠点としての事務所・簡易事務室の貸し出しやミーティングルーム、作業室の提供を行っています。

各区に開設している「区民プラザ」でも、ミーティングスペースや印刷機等の活動機材の提供を行っています。

<実績>

		平成21年度	平成22年度
堺市総合福祉会館	利用件数	4,558件	4,216件
	利用人数	128,539人	118,526人
美原総合福祉会館	利用件数	362件	454件
	利用人数	4,084人	6,129人
堺市民活動サポートセンター	利用件数	2,741件	2,947件
	利用人数	52,170人	56,583人

< 26年度に向けて>

「区民プラザ」や「堺市民活動サポートセンター」等のPRを積極的に行っていきます。

■校区ボランティアビューロー設置の推進【再掲】

小学校区ごとに地域会館等を活用し、「情報交流・相談・集いの拠点」となる校区ボラ

ンティアビューローの設置を進めています。住民が身近なところに気軽に集まって交流したり、困りごとを相談したりすることで、住民同士のつながりづくりや生活課題の解決のための情報提供ができる地域づくりをめざしています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
設置校区数	73校区	74校区

<26年度に向けて>

校区ボランティアビューローのPRを積極的に行い、より多くの住民が利用することで住民のつながりづくりを進めていきます。

(2) 地域活動や生涯学習、生きがいづくり等の一層の充実

家庭・地域・企業等で培った高齢者の豊かな経験や知識・技能を有効に発揮できるよう、また、生涯にわたって自らが学び、自らを高めていけるよう、生涯学習やボランティア活動等を始めとして、高齢者が参加できる多様な機会提供の一層の充実に努めます。

また、今後は団塊の世代の高齢化により、高齢者のニーズはますます多様化していくため、今後も、趣味の活動やボランティア、就労など、さまざまな選択肢の確保に努めます。

■老人クラブの活性化

老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を生かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康増進活動、社会奉仕活動の3つを柱に活動を行っています。

また、歳末助け合い運動や地域の公園の清掃、老人ホーム慰問等の社会奉仕活動により、活動者は地域の構成員として、大きく期待されています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
会員数	52,298人	50,645人
老人クラブ数	785か所	775か所

<26年度に向けて>

若年高齢者の新規加入を促進するとともに、校区福祉委員会等、他の地域団体との連携・協力に努め、その活動のいっそうの活性化を図ります。

■ねんりんピックへの参加

ねんりんピックは、60歳以上の高齢者を中心とした健康と福祉の総合的な祭典であり、明るく活力に満ちた高齢社会の実現をめざすものです。各種スポーツ競技や、美術展の開催等のイベントを通じて、参加者相互の交流を図っています。

政令指定都市への移行に伴い、平成19年度より堺市在住の60歳以上の高齢者を対象に、種目別に選考会を開催して代表選手を選考し、堺市選手団として参加しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
選手団人数	128人 (うち役員等12人)	144人 (うち役員等11人)

<26年度に向けて>

ねんりんピックへの参加は、健康づくりをはじめ、生きがいつくりや交流を通じて積極的に社会参加することが期待されるため、各競技等において、参加意識の醸成を図っていきます。

■シルバー人材センター

社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者、その他高年齢退職者等に対し、臨時的かつ短期的又はその軽易な就業の機会を提供し、高齢者実自らの生きがいの充実や社会参加を推進しています。

シルバー人材センターの契約件数は、年々増加しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
会員数	7,307人	7,271人
契約件数	13,938件	14,700件
契約高	2,164,019千円	2,183,693千円
就業延人数	547,466人	551,953人

<26年度に向けて>

経済状況が不安定な中、就業を希望する高齢者の増加に伴い、会員数の増加や様々なニーズがでてくると予測されることから、新規事業の開拓等に取り組む、会員の就業機会の拡大を図り、就業による高齢者の生きがいつくりを支援していきます。

■就労的生きがいつくり活動の支援

高齢者を中心としたグループが、生きがいつくりと就労を結びつけた活動を実施する場合に、組織づくりから事業が具体化するまでに出てくる問題に対し助言を行い、設備等の整備に係る経費の助成を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
補助件数	1件	1件
相談件数	11件	21件

<26年度に向けて>

高齢者の生きがいつくりを目的とした起業のきっかけづくりとなるよう、高齢者就労的生きがいつくり活動支援事業のさらなる周知に努め、高齢者の自主的・自発的な活動を支援することにより、高齢者の起業による就労機会の促進を図っていきます。

■ 高齢者雇用促進セミナーの開催

高齢者の雇用機会の確保を促進するため、事業主に対し、高齢者雇用をとりまく環境を理解してもらうべく雇用対策法の改正内容の周知等を図っています。また、高齢者の長年培われた技能や経験が企業経営に生かされるように、毎年10月の高齢者雇用支援月間に、(社)大阪府雇用開発協会の主催により、ハローワーク堺、堺市の共催で、高齢者雇用促進セミナーを開催しています。

<実績>

	講演内容	参加者数
平成21年度	大阪府雇用開発協会高齢者雇用アドバイザーによる 「元気になる『高齢者の賃金』セミナー～もう一度、 能力・意欲を発揮させる仕掛けと仕組み～」	23人
平成22年度	大阪府雇用開発協会高齢者雇用アドバイザーによる 「高齢者活用の戦略的アプローチ」	27人

<26年度に向けて>

少子・高齢化の進行に伴う社会経済の維持、必要労働力の確保が課題となるなか、高齢者は技能や経験をもつ人材として期待されています。高齢労働力の活用を推進させるとともに、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、市内企業に対して啓発に努めていきます。

■ ふれあい基金の充実と地域福祉活動に対する支援

平成2年度から篤志家による指定寄付金と本市一般財源を積み立てて地域福祉推進基金(愛称:ふれあい基金)を設置し、その運用益金等を、地域福祉を推進するための事業経費や助成金に充てています。市民の自主的な福祉活動・地域活動に対する助成を行うことで、活動の活性化、福祉活動へのPR等を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
助成件数	67件	70件
助成額	9,222,990円	9,422,422円

<26年度に向けて>

地域福祉推進基金等とあわせて、寄付活動も福祉活動の一つであることをPRし、市民同士が支え合う仕組みを検討していきます。

■ 世代間交流の拡充【再掲】

校区福祉委員会が実施する「小地域ネットワーク活動」の中で、地域の高齢者と子どもや子育て中の保護者等との交流事業に多くの校区が取り組んでいます。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
実施校区数	92校区	91校区

<26年度に向けて>

今後も引き続き、世代間交流事業に取り組んでいきます。

学習成果を地域の中で活用できる場づくり

高齢者の関心の高いテーマだけではなく、ボランティア活動など地域で活躍する人材を育成し、学習成果を地域活動などにつなげていく講座等の充実を進めます。また、高齢者の地域での活動を支援するための体制の強化などを推進します。

■セカンドステージ応援団事業

定年退職者等のシニア層の力を地域活動や市民活動に活かすとともに、健康の保持や地域の活性化をめざし、事業を実施しています。企画に市民の声を反映させるため、公募等により市民企画委員を募集しており、「市民と行政の協働」を実践しています。

活動拠点として、堺東駅近くに「SSひろば堺東」を開設し、情報紙の発行、講座の企画・実施、趣味の集まりやシニア世代のグループ等への貸出、作品展示等を行い、地域デビューのための支援を行っています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
SSひろば堺東 利用者数	延1,763人	延2,365人
市民向け講座 参加者数	延360人	延465人

■いきいき堺市民大学

セカンドステージ応援団の取組の一つとして、地域社会に貢献できる人材の養成や生きがいを目的に、大阪府立大学との共催により「いきいき堺市民大学」を開講し、地域活動・市民活動への参加誘導を行うことをめざしています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
受講生数	119人	99人

<26年度に向けて>

今後も引き続き、いきいき堺市民大学を実施し、修了生の活動支援や、修了生などが自主的に運営する「仲間づくり」と「地域貢献」を目的とする組織「SS倶楽部」への後方支援に取り組んでいきます。

また、セカンドステージ応援団事業の協働相手（市民・社協・大学・地域団体・NPO等）との連携を強化し、事業の発展に努めるとともに、今後団塊の世代が大量に退職し、シニア層の地域生活への関心がますます高まっていくことを踏まえ、新たな事業展開のあり方について検討していきます。

■高齢者のボランティア活動の支援

堺市社会福祉協議会が、各区役所等に設置している各区事務所にボランティア相談コーナーを設置し、ボランティアの登録、需給調整、活動の相談等を行っています。

また、同協議会ボランティア情報センターでは情報収集を行い、ボランティアに関する総合的な相談に応じています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
ボランティア個人登録人数	1,280人	1,419人
ボランティアグループ登録数	240グループ 7,496人	251グループ 7,940人
ボランティア相談件数	1,692件	2,074件

<26年度に向けて>

小地域ネットワーク活動を基盤とした地域のボランティア活動が活発に行われている反面、ボランティアの高齢化や固定化がみられます。新たな担い手につながるボランティア養成を検討します。

■ボランティア講座の開催

堺市社会福祉協議会各区事務所において、地域の福祉活動の紹介や発表等、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
開催回数	9回	9回

<26年度に向けて>

身近な場所での講座開催で、参加者も増加しており、今後も引き続き、講座を開催していきます。

■花のボランティア活動の推進

花のボランティア“花いっぱいやさかい”の会員による、種から花苗を育てる『花づくり』、花苗を植える『花かざり』、水やり等の世話を行う『花守(も)り』の活動をサポートし、市民協働のもと、適切に役割分担しながら身近なまちの緑づくりに取り組んでいます。

花のボランティア活動には高齢者の参加もあり、参加者は生きがいを得るとともに、花と緑のまちづくりに貢献しています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
会員数	687人	699人
育苗数	198,185株	199,773株

<26年度に向けて>

会員増加に伴い、運営組織の充実を図り、ボランティア会員による主体的な運営をめざします。

■地域福祉活動情報収集・発信の支援

市民活動を支援するために、ボランティア相談コーナーや、ボランティア情報センター、堺市民活動サポートセンター等では、パンフレットラック・ホームページ・メールマガジン等を利用して、地域福祉活動情報の収集・発信を行っています。また、校区ボランティアビューローとして、身近な地域会館等に、「情報交流・相談・集いの拠点」を設けています。

NPO活動への支援については、堺市民活動コーナーにて、法人化や助成制度等の相談・支援を行っています。

<26年度に向けて>

チラシ等の印刷物に加え、ホームページやメール等を活用した情報収集・発信にも引き続き取り組んでいきます。

9．高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすい、安心して外出できる都市環境が重要です。

本市ではこれまで、高齢者にやさしいまちづくりに向け、ユニバーサルデザインのまちづくり等を推進してきました。今後も引き続きこれらの取組を推進するとともに、高齢者の多様な活動を支えるための環境整備を推進します。

また、本市においては、「東南海・南海地震」を始め、大規模災害が想定されているほか、近年の自然災害の増加など、まちづくりにおいては、防災の観点も重要になっています。高齢者がいきいき暮らしていくうえで、いざというときの備えは重要であり、災害に強いまちづくり、災害時の安心の確保など、防災体制の強化にも努めます。

《事業展開》

(1) 都市環境のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの一層の普及促進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、都市環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に引き続き取り組みます。

■ユニバーサルデザインの推進

堺市では、これまで国や府に先駆けて施行した「堺市福祉まちづくり環境整備要綱」を始め、「大阪府福祉のまちづくり条例」、国の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」等に基づいて、積極的にバリアフリー化を進めてきました。

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、だれもがバリアを意識することなく自由に移動・活動・参画し、自己選択・自己決定することができる「自由都市・堺」の実現に向けて、職員の取組姿勢とユニバーサルデザインの推進方策を示すことを目的に、平成18年5月に「堺市ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

<実績>

	取組実績
平成21年度	・区役所の分かりやすい案内・誘導の改善を実施（美原区） ・学校教育でのUDプロジェクトを実施（鳳南小5年・浜寺中1・2年がUD商品を企画・提案）
平成22年度	・ガイドライン「わかりやすい印刷物のつくりかた」を作成、登録事業者（印刷関係）に配付 ・学校教育でのUDプロジェクトを実施（鳳南小5年・東百舌鳥小5年がUD商品等を企画・提案）

<26年度に向けて>

施設や道路等のハード面だけでなく、人的な対応といったソフト面も重視し、ハードとソフトの両面による、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくとともに、ユニバーサルデザインの取組や考え方についての普及啓発に努めていきます。

■福祉のまちづくり環境整備の指導

全ての市民が社会活動をするうえで安全かつ容易に施設等を利用できることをめざして、大阪府福祉まちづくり条例等に基づき、民間建築物にかかる整備の指導を行っています。また、既存の公共施設や鉄道駅舎、公園、道路等についても改善要望や意見具申を行っています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
協議件数	80件	34件
工事完了件数	98件	44件

<26年度に向けて>

引き続き、施設管理者等に対し意見、要望を行い、市民が安全で利用しやすい施設の充実に努めてまいります。

■ 公共交通機関や道路等の一体的な整備の促進

だれもが移動しやすく安全快適で活力のあるまちづくりをめざし、公共交通事業者が行う鉄道駅舎やバス車両のバリアフリー化事業について、国、地方公共団体が事業費の一部を助成することにより、整備を促進しています。

また、歩道の段差、勾配、舗装面の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路上の不法駐輪等、道路のバリアフリー化を進めています。

<実績>

	平成21年度	平成22年度
ノンステップバス導入補助 導入台数	5両 (うちCNG2両)	5両 (うちCNG2両)
特定道路に指定された歩道のバリアフリー化の進捗率	56.5%	64.2%

<26年度に向けて>

引き続き、より総合的、一体的に道路や公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでいきます。

(2) 災害時における要援護高齢者支援体制の一層の充実

地域防災計画等の関連計画と連携し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害時要援護者リストの整備や活用方策の検討、福祉避難所の指定や運営マニュアルの充実など、高齢者に配慮した災害時対応の基盤整備に取り組みます。

■ 災害時要援護者の避難支援の仕組みづくり

堺市では、平成19年度から「災害時要援護者対策を進める校区自主防災活動モデル事業」を2校区で実施し、その実践結果を踏まえ、地域での要援護者の避難支援の具体的な進め方や取組等をまとめた「堺市民のための地域で進める災害時要援護者避難支援ガイドライン」を平成20年9月に策定しました。

災害時要援護者の避難支援を含め、地域の防災力の向上のため、地域団体である堺市自治連合協議会、堺市民生委員児童委員連合会、堺市校区福祉委員会連合協議会、赤十字奉仕団等の連携も始まっています。

<26年度に向けて>

23年度には、公的な名簿の活用について研究してきましたが、引き続き研究に努めます。

■ 福祉避難所の指定及び運営

「堺市地域防災計画」に基づき、災害時における要援護高齢者等の被災状況の把握に努めるとともに、継続的な福祉サービスの提供や、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等

への緊急一時入所を円滑に行えるよう検討するとともに、寝たきりの高齢者や障害者等一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の整備を進めています。

<実績>

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
福祉避難所指定数	-	2か所 (中区・北区)

<26年度に向けて>

バリアフリーや新耐震基準など一定の基準を満たしている施設のうち市有施設を中心に、各区への整備を進めます。

また、福祉避難所の運営にかかるマニュアルの整備を進めます。

第6章 介護サービス量等の見込み

1. 高齢者等の施設・住まい

本市では、現計画期間(平成21年度～平成23年度)において、290床の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備を行うとともに、80床の介護老人保健施設、58床の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)の整備を行いました。

新計画(平成24年度～平成26年度)においても、「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢化の進展に伴う要介護等高齢者の増加や単身高齢者世帯の増加等に対応できる環境、すなわち、高齢者が一人ひとりの状態に応じた施設や住まいで、自分らしく安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

(1)施設の整備

新計画における本市の介護保険施設等の整備方針は、次のとおりです。

- ア 介護老人福祉施設への入所の必要性・緊急性が高い入所申込者について、平成26年度までに入所が可能となるよう整備を進めます。
- イ 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、認知症対策の充実の観点から施設整備を進めます。
- ウ 更なる「地域包括ケア」の推進を図るため、「地域包括ケアシステム」の基盤となる地域密着型サービスの整備を推進します。

介護保険施設の整備

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

新計画期間において、400床を整備します。

整備目標

(単位 床)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末整備数	2,161	2,161	2,451	2,451	2,531	2,851
増床数	0	0	290	0	80	320

平成21年度～平成23年度は実績値、平成24年度以降は整備目標値。

イ 介護老人保健施設

新計画期間において、新たな整備は行いません。

整備目標

(単位 床)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末整備数	1,490	1,490	1,570	1,570	1,570	1,570
増床数	0	0	80	0	0	0

平成21年度～平成23年度は実績値

ウ 介護療養型老人保健施設及び介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、平成23年6月の介護保険法の改正に伴い、既存施設の廃止期限が平成29年度末まで延長されることが決定しました。なお、新設については、認められていません。

新計画期間では、介護療養病床の転換に伴う新たな介護療養型老人保健施設の整備については、実施しませんが、現計画に引き続き、医療療養病床等への転換に向けた情報提供を行います。

平成23年度末の介護療養型老人保健施設は174床、介護療養型医療施設は477床です。

居住系サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設等)の整備

ア 認知症対応型共同生活介護

新計画期間において、144床を整備します。

整備目標

(単位 床)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末整備数	1,080	1,080	1,080	1,098	1,152	1,224
増床数	0	0	0	18	54	72

平成21年度～平成23年度は実績値、平成24年度以降は整備目標値。

イ 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)

新計画において、116床の整備を推進します。

整備目標

(単位 床)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末整備数	0	0	58	58	174	174
増床数	0	0	58	0	116	0

平成21年度～平成23年度は実績値、平成24年度以降は整備目標値。

ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護

新計画において、現計画に引き続き、新たな指定・整備は行いません。

エ 特定施設入居者生活介護(介護専用型・混合型)

特定施設入居者生活介護(介護専用型・混合型)については、現在、空き床数も多く、一定の水準に達したと考えられることから、新たな指定・整備は行いませんが、市民の利用率を上げるなど施設の効果的な活用を図ります。

平成23年度末現在の特定施設入居者生活介護(介護専用型)は0床、特定施設入居者生活介護(混合型)は、1102床です。

その他の施設の整備

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームの利用者数は、定員をやや下回る水準で推移しており、整備数は充足しているものと考えられるため、新計画では、現状の定員を維持します。

平成23年度末現在の定員は、190人（2施設）です。

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）

軽費老人ホームの利用者数は、定員を下回る水準で推移しており、整備数は、充足しているものと考えられるため、新計画では、現状の定員を維持します。

平成23年度末現在の定員は、565人（12施設）です。

2. 要介護等認定者数の見込み（再掲）

(1) 被保険者数等の見込み(再掲)

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）数は、平成21年度は約18万人、本市の総人口に占める割合は21.5%でしたが、平成24年度には約20万人、23.4%。平成25年度には約21万人、24.4%、平成26年度には約22万人、25.4%に達すると見込んでいます。

（単位 人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	848,955	850,061	850,780	851,060	851,035	850,678
第1号被保険者数	182,937	187,410	190,367	198,938	207,920	216,305
前期高齢者	110,057	110,161	108,873	113,236	118,349	123,685
（対総人口比）	13.0%	13.0%	12.8%	13.3%	13.9%	14.5%
後期高齢者	72,880	77,249	81,494	85,702	89,571	92,620
（対総人口比）	8.6%	9.1%	9.6%	10.1%	10.5%	10.9%
第2号被保険者数	279,301	281,514	285,631	284,220	282,362	280,738

平成21年度～平成23年度は実績値（各年度9月末現在）、平成24年度以降は推計値。

(2)要介護等認定者の見込み(再掲)

高齢者人口の増加に伴い要介護等高齢者数は増加傾向にあります。今後もさらなる高齢化の進展、後期高齢者数の増加等により、引き続き要介護等高齢者は増加するものと見込まれます。

(単位 人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援 1	6,061	6,848	7,433	7,766	8,111	8,433
要支援 2	4,586	5,204	5,418	5,658	5,908	6,140
要介護 1	7,656	7,367	7,423	7,750	8,087	8,403
要介護 2	6,195	6,631	6,965	7,269	7,582	7,875
要介護 3	4,587	4,648	4,768	4,977	5,193	5,395
要介護 4	4,258	4,487	4,472	4,667	4,869	5,058
要介護 5	3,703	4,051	4,186	4,367	4,555	4,730
合計	37,046	39,236	40,665	42,454	44,305	46,034

平成21年度～平成23年度は実績値（各年度9月末現在）、平成24年度以降は推計値。

３．介護保険給付の見込み

新計画の介護保険サービスの見込量は、要介護認定者数の伸び、介護保険サービスの提供実績、施設・居住系サービスの施策の方向性（整備内容）等を踏まえ、推計を行いました。

(1)介護保険サービスの見込量

居宅サービスの利用者数とサービス量

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	回／月	218,170	231,524	247,188	262,852
介護予防	人／月	4,206	4,556	4,888	5,221
訪問入浴介護	回／月	2,328	2,507	2,692	2,876
介護予防	回／月	0	0	0	0
訪問看護	回／月	15,578	16,624	17,759	18,893
介護予防	回／月	642	700	753	806
訪問リハビリテーション	回／月	8,643	9,305	9,928	10,551
介護予防	回／月	423	458	492	527
居宅療養管理指導	人／月	4,040	4,201	4,369	4,544
介護予防	人／月	195	203	211	219
通所介護	回／月	61,091	68,483	75,802	84,012
介護予防	人／月	2,255	2,422	2,543	2,754
通所リハビリテーション	回／月	18,732	20,844	22,912	25,440
介護予防	人／月	299	365	384	513
短期入所生活介護	日／月	22,755	23,665	24,612	25,596
介護予防	日／月	112	264	417	569
短期入所療養介護	日／月	3,486	4,511	5,666	6,821
介護予防	日／月	20	53	86	119
特定施設入居者生活介護	人／月	645	665	694	722
介護予防	人／月	103	126	131	137
福祉用具貸与	人／月	9,687	10,509	11,217	11,924
介護予防	人／月	1,289	1,398	1,502	1,607
特定福祉用具販売	人／月	262	281	299	318
介護予防	人／月	107	115	124	132
住宅改修	人／月	278	298	318	338
介護予防	人／月	116	125	134	143
居宅介護支援	人／月	16,521	17,880	19,083	20,287
介護予防	人／月	6,263	6,802	7,299	7,795

平成23年度は9月実績値、平成24年度以降は推計値。

地域密着型サービスの利用者数とサービス量

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人 / 月	0	43	52	62
夜間対応型訪問介護	人 / 月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回 / 月	2,069	3,176	4,286	5,397
介護予防	回 / 月	26	31	37	42
小規模多機能型居宅介護	人 / 月	229	343	394	422
介護予防	人 / 月	4	4	5	5
認知症対応型共同生活介護	人 / 月	999	1,021	1,062	1,161
介護予防	人 / 月	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	人 / 月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人 / 月	38	44	102	274
複合型サービス	人 / 月	0	11	12	14

平成23年度は9月実績値、平成24年度以降は推計値。

施設サービスの利用者数とサービス量

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	人 / 月	2,173	2,521	2,581	2,681
介護老人保健施設	人 / 月	1,527	1,607	1,607	1,607
介護療養型医療施設	人 / 月	451	451	451	451

平成23年度は9月実績値、平成24年度以降は推計値。

(2) 介護保険施設利用者の重度者への対応

平成26年度の介護保険施設（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を含む）の利用者数に占める要介護4、5の利用者数の割合を高めるよう、施設利用者の重度者への重点化を図ります。

参酌標準：平成26年度において、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすることを目標とする。

介護保険施設利用者数と参酌標準に対する目標値の推移

（単位 人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険施設利用者数（A）	4,366	4,247	4,189	4,623	4,741	5,013
要介護4、5の認定者数（B）	2,737	2,758	2,760	3,096	3,184	3,417
割合（B / A）	62.7%	64.9%	65.9%	67.0%	67.2%	68.2%

平成21年度～平成23年度は実績値（各年度9月末現在）、平成24年度以降は推計値。

(3)介護保険事業費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護等高齢者数の増加、介護保険サービス利用者数の伸び等により、介護保険事業費は年々増加しています。

今後も更なる高齢化の進展や、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、介護保険事業費は増大するものと予測されます。

本市では、将来にわたって安定的に介護保険事業を運営することができるよう、地域包括ケアシステムの構築をめざすとともに、中長期的な視点で給付と負担の適切なバランスの在り方を引き続き検討します。

新計画では、下表のとおり介護保険給付費の見込みました。

介護保険給付費の見込み

（単位 平成21、22年度は円、平成23年度以降は千万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・予防サービス等給付費	42,995,369,175	45,102,632,124	4,721	4,978	5,354	5,811
居宅介護サービス	19,890,435,127	21,804,462,414	2,372	2,477	2,737	3,011
地域密着型介護サービス	3,454,774,955	3,723,379,652	393	422	477	580
施設介護サービス	14,600,190,896	13,994,334,432	1,349	1,435	1,453	1,483
居宅介護福祉用具購入等費	331,591,892	354,269,648	37	38	40	42
居宅介護サービス計画給付費	2,443,466,386	2,652,124,762	287	312	333	353
介護予防サービス	1,766,531,629	2,010,623,868	226	233	248	273
地域密着型介護予防サービス	7,942,058	6,095,265	1	1	2	2
介護予防福祉用具購入等費	172,422,110	190,878,761	21	22	23	24
介護予防サービス計画給付費	273,463,002	312,315,722	35	38	41	43
審査支払手数料	54,551,120	54,147,600	5	5	5	5
高額介護サービス等費	918,010,352	960,231,732	99	105	113	122
高額医療合算介護サービス等費	2,329,223	133,224,127	12	15	17	18
特定入所者介護サービス等費	1,425,845,523	1,432,470,342	144	160	172	186
合計	45,341,554,273	47,628,558,325	4,981	5,263	5,661	6,142

平成21、21年度は決算額、平成23年度以降は推計値とする。

平成24年度以降の推計値は、平成23年度の介護報酬に基づき算出した数値であり、今後の報酬改定により変動するものである。

地域支援事業費の見込み

(単位 平成21、22年度は円、平成23年度以降は千万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業費	162,474,830	149,284,426	8	21	22	24
介護予防特定高齢者施策事業費	125,368,827	112,200,627	5	13	14	15
介護予防一般高齢者施策事業費	37,106,003	37,083,799	3	8	8	9
包括的支援事業費	701,140,826	713,205,124	76	14	15	19
包括支援センター運営事業費	565,131,700	558,632,196	58	11	11	14
任意事業費	136,009,126	154,572,928	18	3	4	5
合計	863,615,656	862,489,550	84	35	37	43

平成21、21年度は決算額、平成23年度以降は推計値とする。

平成24年度以降の推計値は、平成23年度の介護報酬に基づき算出した数値であり、今後の報酬改定により変動します。

(4)介護保険事業にかかる給付費の財源のしくみ

介護保険サービスを利用する場合、利用者負担は1割となり、残りの9割は保険から給付されます。この9割の保険給付財源のうち、半分は国・都道府県・保険者(市町村)が公費により負担し、残りの半分会保険料で賄うこととなっています。

この保険料負担について、第1号被保険者(65歳以上)の保険料は21%、第2号被保険者(40歳以上～64歳以下)は29%です。

近年の高齢化の進展等に伴う介護保険給付費の増大により、第1号被保険者の保険料負担も増えていくことが予想されます。

(5)第1号被保険者の保険料

保険料基準額

新計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、現計画期間における介護保険サービスの提供実績等から推計した結果、介護保険サービス利用者の増加等に伴い、現計画期間の保険料基準額から444円(月額)上昇し、5,281円(月額)暫定となります。

なお、この上昇額は、新計画期間における保険料の上昇を抑制するため、以下のとおり、介護保険給付費準備基金及び財政安定化基金を活用した結果となります。

ア 介護保険給付費準備基金の活用

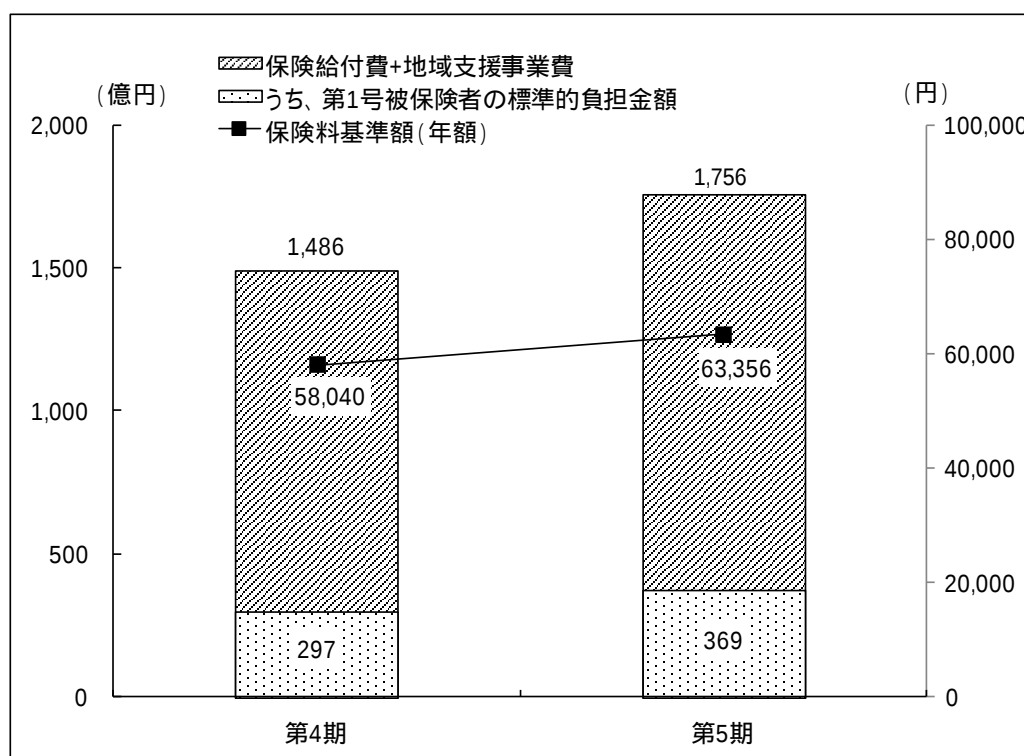
保険料の余剰金を積み立てるために各保険者に設置している介護保険給付費準備基金については、第5期の保険料上昇抑制のために活用することが、国の方針であることから、その全額を取り崩すことにより、保険料基準額を123円(月額)抑制しています。

イ 財政安定化基金の活用

都道府県に設置されている財政安定化基金については、特例として平成24年度に限り基金の一部を取り崩すことができ、基金を取り崩した場合は、保険料の上昇を抑制するために、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することになっています。財政安定化基金の取り崩しに伴う、大阪府から本市に対する交付額は、368,104,374円となっており、この交付額を活用することにより保険料基準額を約52円(月額)抑制しています。

保険料の改定手順については、資料編(P131)を参照ください。

第4期計画と第5期計画における給付費と保険料



所得段階の考え方

介護給付費の増加に伴い保険料負担が増大している中で、将来にわたってより安定的に介護保険事業を運営するためには、従来以上に、被保険者の負担能力に応じた保険料の段階段階設定を行う必要があると考えています。

したがって、本市では、新計画期間における保険料負担段階設定について、国の基準よりもさらに細分化した段階設定を行い、以下の考え方に基づき下表のとおり15段階設定とします。

ア 第3段階の細分化

現在、保険料負担段階第3段階の対象者は、市民税非課税世帯等であって公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている方ですが、新計画においては、第3段階の細分化を行い、新たに公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の方に対して所得段階を設け、保険料率を0.75から0.72に設定します。

イ 特例第4段階の設定

現在、保険料負担段階第4段階の方のうち、被保険者自身の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方に対して、保険料基準額に乘じる割合を軽減するため、特例第4段階を設定し、保険料率を1.00から0.97に設定します。

ウ 第5段階以上の多段階設定

保険料負担段階第5段階以上の方について、本人が市民税課税者で、合計所得金額により保険料負担段階を設定していますが、第5段階以上の更なる多段階化を実施します。合計所得金額が125万円以下の方に対する保険料負担段階を新たに設定する他、合計所得金額を、現行の200万円区切りから100万円区切りとし、最も高い保険料負担段階を現行の600万円以上から800万円以上とします。

保険料率は下表のとおりです。

第1号被保険者保険料の所得段階

所得段階区分	所得段階別対象者	第5期 保険料率
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方、または生活保護受給の方	0.49
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	0.49
特例第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当せず、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円以下の方	0.72
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、特例第3段階に該当しない方	0.75
特例第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	0.97
第4段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の方がおられる方で、特例第4段階に該当しない方	1
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	1.22
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.4
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.55

第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満の方	1.7
第 1 0 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満の方	1.85
第 1 1 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満の方	2
第 1 2 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満の方	2.1
第 1 3 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 8 0 0 万円以上の方	2.2

低所得者に対する保険料の軽減

介護保険制度は、介護を社会全体で支えあう制度であり、被保険者は所得状況に応じた介護保険料を負担することが原則です。

しかし、介護保険に係る第 1 号被保険者の保険料負担が過重にならないように、本市では、前計画に引き続き、制度の趣旨に則った低所得者への配慮を以下の施策により実施します。

なお、低所得者に対する市町村の単独減免については、国の考えとして、収入のみに着目した一律の保険料減免、保険料の全額免除、保険料減免分に対する一般財源の繰入れは、適当ではないとされており、引き続き適正に対応します。

ア 介護保険料の減免猶予制度

災害や失業等により保険料を負担することが困難になった場合、一定の条件により、保険料の徴収猶予や減免を実施します。

イ 介護保険料の軽減措置

世帯全員の課税状況が市民税非課税で特に生活に困窮しており保険料を負担することが困難な場合に、保険料を軽減します。

(6)介護保険サービスの利用者負担の軽減

介護保険サービスの利用料について、本市では、低所得高齢者に過重な負担とならないよう、法令等に基づき、以下のとおり軽減策を実施します。

ア 高額介護（予防）サービス費

介護保険利用者の 1 割負担が著しく高額とならないように、世帯での合算額が月単位の負担限度額を超えた場合、超過額が払い戻されます。

イ 特定入所者介護サービス費

市民税非課税世帯等の低所得利用者が、施設・短期入所サービスの居住費・滞在費及び食費の負担限度額を超えた場合、超過額が払い戻されます。

ウ 障害ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者福祉サービスにおける境界層該当として負担額が0円となっていた方が介護保険適用となった場合のホームヘルプサービスの利用者負担割合を全額免除します。

エ 介護（予防）サービス費の軽減減免制度

災害や失業等により利用料を負担することが困難となった場合、利用料負担を軽減・減免します。

オ 社会福祉法人利用者負担額軽減制度

低所得者で特に生計が困難な人及び生活保護受給者等が、一部の社会福祉法人が提供する特定種類の介護サービスを利用した場合にその利用者負担を軽減します。

第7章 計画の推進

1. 関係機関等との連携

本計画は、行政としての積極的な取組はもとより、地域、関係機関、サービス提供事業者等との連携のもと、めざすべき高齢社会の実現に向けて、協働で取組を推進します。

(1) 計画に関する進行管理

本計画に関する進行管理の体制として、学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体等から構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を定期的開催し、計画の点検・評価を行うとともに、計画の推進に関する幅広い意見等の聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センター等で議事録を公表します。

(2) 地域密着型サービス等に関する進行管理

市町村は、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のため、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取する場として、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、適切な事務・業務の運営を図ります。その内容については、ホームページや市政情報センター等で議事録を公表します。

(3) 専門機関等との連携・協働

地域との連携・協働

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティア等の地域活動や市民活動は、地域社会を支える活力であり、高齢者の社会参加の基盤でもあります。各主体それぞれの役割や特色を活かし、高齢者の身近な相談窓口や生きがいづくり、生活支援など、地域に根ざした活動が円滑に展開できるように、地域との連携・協働を進めます。

堺市社会福祉協議会との連携・協働

堺市社会福祉協議会は、ボランティアの育成やネットワークの充実についてのノウハウを蓄積した、地域福祉の推進を図るための団体です。地域福祉の主たる支援者として、地域住民の福祉活動やボランティア活動への支援、市民、ボランティア、事業所、行政等とのネットワーク活動や協働事業を展開しています。

地域における高齢者支援のネットワークづくりにおいて、堺市社会福祉協議会の果たす役割は大きく、新計画の推進にあたっては、堺市社会福祉協議会との連携・協働のもとで取組を進めます。

保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等との連携・協働

保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者等は、高齢者支援の最前線で活動し、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。

利用者のニーズや状態に合わせた適切で質の高いサービスや利用者の人権に配慮したサービス提供が行われるように、必要な支援を行い、また、地域のネットワークの一員としての役割を果たすことができるように、連携・協働を進めます。

(4) 庁内関係部局との連携・協働

本市では、庁内各部局において高齢者関連施策・事業が相互に補完され、有効性の高いものとなるよう、各部局の連携及び調整を図ることを目的として、「堺市高齢社会対策推進庁内委員会」を設置しています。本計画の推進にあたり、当該委員会を中核として関係部局の連携・調整を図りながら、計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進します。

2．計画の周知・広報

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、市の広報紙やホームページなどを始め、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者等と協力し、制度の説明や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

資料編

資料編

1. 堺市社会福祉審議会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
雨師 みよ子	大阪介護支援専門員協会 副会長	□
井口 利喜夫	堺市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	□
伊藤 幹枝	堺市人権教育推進協議会 会計	
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 准教授	○
岡原 和弘	堺市医師会 理事	□
奥 節子	堺市薬剤師会 理事	□
加藤 曜子	流通科学大学 サービス産業学部 教授	
久保 洋子	堺市女性団体協議会 運営委員	○
黒木 佳子	堺市こども会育成協議会 副会長	
黒田 研二	関西大学 人間健康学部 教授	○
河野 直明	堺市社会福祉施設協議会 専務理事	
児嶋 理	南河内歯科医師会 会長	□
小林 由佳	堺市議会 議員	
栄 セツコ	桃山学院大学 社会学部 准教授	
佐瀬 美恵子	大阪府立大学 人間社会学部 非常勤講師	
里見 恵子	大阪府立大学 人間社会学部 准教授	
澤井 勝	奈良女子大学 名誉教授	
下村 進	堺市校区福祉委員会連合協議会 副会長	
白澤 政和	桜美林大学大学院 老年学研究科 教授	
高橋 明	介護支援ネットワーク協議会・さかい	□
田中 浩美	堺市議会 議員	
玉井 辰子	堺市老人介護者（家族）の会 会長	□
出口 みどり	大阪弁護士会 弁護士	
戸井 智重子	堺市小学校長会 堺市立東百舌鳥小学校 校長	
中辻 さつ子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長	□
中西 時彦	堺市歯科医師会 専務理事	□
中西 義明	堺市自治連合協議会 会長	
永野 治男	堺市社会福祉施設協議会 会長	
中野 雅子	堺市公私立幼稚園協議会	
中村 孝二	堺市民生委員児童員連合会 副会長	
西野 喜代司	堺市老人クラブ連合会 会長	○

氏 名	職 名	備 考
西野 種悦	堺市社会福祉協議会 会長	
農野 寛治	大阪大谷大学 教育福祉学部 教授	
橋本 尹希子	泉ヶ丘学院 施設長	
樋上 忍	堺市医師会 会長	
藤田 日生	堺市歯科医師会 会長	
藤本 太	堺障害者団体連合会 理事長	
藤原 広行	連合大阪 堺地区協議会 議長	○
牧里 毎治	関西学院大学 人間福祉学部 教授	
松村 昭雄	堺市自治連合協議会 理事	□
満田 暁人	堺市民生委員児童委員連合会 会長	
宮田 英幸	大阪社会福祉士会 堺支部長	□
山口 典子	堺市議会 議員	
山根 健	堺市議会 議員	
山本 晃	堺市社会福祉施設協議会 副会長	○
・川 敏文	堺市議会 議員	○
吉田 百合子	堺市母子寡婦福祉会 理事長	
・村 真治	堺市薬剤師会 会長	
米谷 忠年	堺市福祉サービス公社 常務理事	○

備考欄

：堺市社会福祉審議会委員長

：高齢者福祉専門分科会会長

○：高齢者福祉専門分科会委員

□：高齢者福祉専門分科会専門委員

２．堺市社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会

(1)審議経過

開催日時等	主な議事内容
第１６回 堺市社会福祉審議会 (平成23年7月7日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）の策定について
第38回 高齢者福祉専門分科会 (平成23年7月7日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）の進捗状況について ・堺市高齢者等実態調査について ・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）の策定について ・地域包括支援センターの再編について
第39回 高齢者福祉専門分科会 (平成23年10月5日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）中間報告書（案）について ・新計画における重点的な取組について
第40回 高齢者福祉専門分科会 (平成23年11月15日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）中間報告書（修正案）について ・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）における介護保険料等について

3 . 堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱

（設置）

第1条 本市における高齢社会への円滑な移行をめざし、これに必要な施策の計画的な推進について、関係部局の協議及び連絡調整を図るため、堺市高齢社会対策推進庁内委員会（以下「委員会」という）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握に関すること。
- （2）高齢社会に関する重要事業推進のための調整及び懸案事項に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、高齢社会に関する事業の進捗に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は長寿社会部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員長が委員のうちからこれを指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（部会）

第6条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、高齢施策推進課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部長

危機管理室長

財政部長

市民生活部長

人権部長

男女共同参画推進担当部長

スポーツ部長

生活福祉部長

障害福祉部長

健康部長

商工労働部長

交通部長

住宅部長

道路部長

公園緑地部長

地域教育支援部長

4 . 堺市高齢社会対策推進庁内委員会検討経過

開催日時等	主な議事内容
第1回 (平成23年9月29日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)の取組状況について ・次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)中間報告書(案)について
第2回 (平成23年11月9日)	・堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)における施策展開等について ・第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)における介護保険料等について

5 . 堺市高齢者等実態調査

本計画を策定するにあたり、市内の高齢者の生活状況や保健福祉サービスへの意識、社会参加や健康づくりへの意識等を把握するとともに、居宅介護サービス利用者等の現在の状況やサービスの利用意向等を調査するため、平成22年12月に、対象者別に6種類のアンケート調査を実施しました。

一般高齢者調査

対 象 者：平成22年10月末日において要介護認定を受けていない65歳以上の方
調 査 件 数：2,500人（無作為抽出）
調 査 期 間：平成22年12月10日～28日
調査基準日：平成22年12月1日
有効回答数：1,640件

二次予防事業対象者調査

対 象 者：平成22年6、7、8月に生活機能評価を受けた方のうち、何らかの介護予防事業への参加が望ましいと判定された方
調 査 件 数：704人
調 査 期 間：平成22年12月10日～28日
調査基準日：平成22年12月1日
有効回答数：510件

介護保険サービス利用者調査

対 象 者：平成22年10月末日において要介護認定を受けており、かつ8月に施設サービスを除く介護・介護予防サービスを利用した方
調 査 件 数：2,500人（無作為抽出）
調 査 期 間：平成22年12月10日～28日
調査基準日：平成22年12月1日
有効回答数：1,384件

介護保険サービス未利用者調査

対 象 者：平成22年10月末日において要介護認定を受けており、かつ8月に介護・介護予防サービスのいずれも利用していない方
調 査 件 数：2,500人（無作為抽出）
調 査 期 間：平成22年12月10日～28日
調査基準日：平成22年12月1日
有効回答数：1,306件

地域密着型サービス参入意向調査

対 象 者：平成22年10月末日において市内で介護サービス事業を営む法人及び堺市をサービス提供区域とする介護サービス事業を営む法人

調 査 件 数：638法人

調 査 期 間：平成22年12月10日～28日

調査基準日：平成22年12月1日

有効回答数：392件

介護保険施設等への入・退所（院）者動態調査

対 象 者：平成22年10月末日において市内で介護保険施設サービス等の事業を営む法人

調 査 件 数：136法人

調 査 期 間：平成22年12月10日～28日

調査基準日：平成22年12月1日

有効回答数：104件

6. 第1号被保険者の保険料の算定

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の保険料の算出にあたっては、本市の総人口及び高齢者人口（被保険者数）の推計、要介護等認定者数の推計を行うとともに、これまでの介護サービスの利用実績等を分析して、新計画期間（平成24年度から平成26年度）に必要とされる介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み（サービス必要見込み量）を推計します。

これらの推計結果から、介護保険事業に要する費用の額の見込み及び、第1号被保険者の保険料により収納することが必要な費用の額を算出し、保険料基準額（＝第4段階の保険料）を算出します。

保険料は次に示すフローを基本として算出しています。



< 保険料算出手順 >

1. 総人口及び高齢者人口(被保険者数)の推計

住民基本台帳を基礎とし、コーホート要因法を用いて推計。

2. 要介護等認定者数の推計

被保険者数の推計、現状の第1号被保険者中の要介護等認定者の割合(出現率)等に基づき推計。

3. サービス必要見込み量の推計

< 施設系サービス >

利用者数の推計

< 居宅系サービス >

利用者数の推計

必要量の推計

4. 保険給付費の推計

施設系サービスの
保険給付費

59,330,380,496 円

+

居宅系サービスの
保険給付費

101,968,527,255 円

+

● 高額介護サービス費

3,387,277,063 円

● 高額医療合算介護サービス費

483,896,723 円

● 特定入所者介護サービス費

5,161,565,048 円

● 審査支払手数料

137,095,860 円

保険給付費 () =

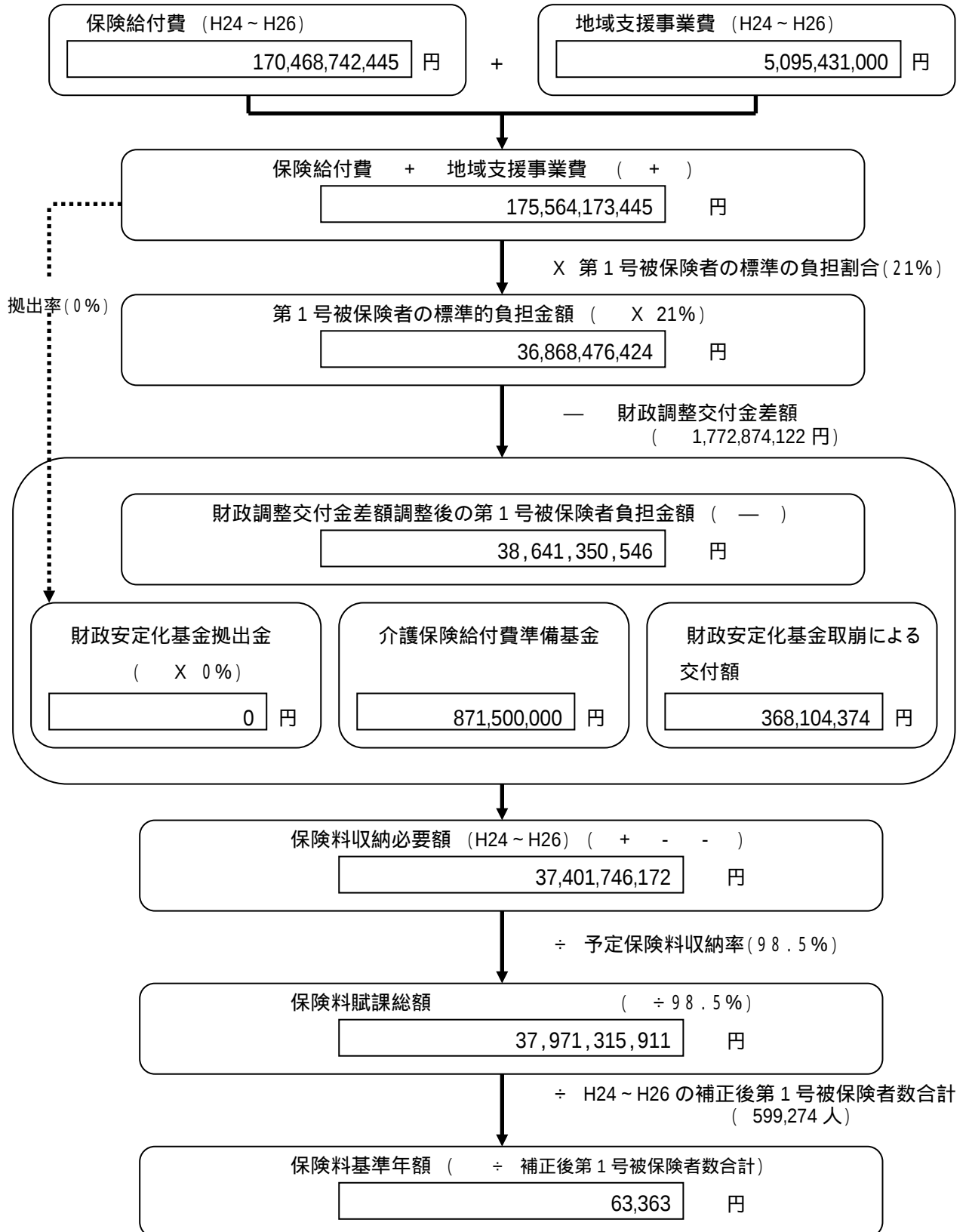
170,468,742,445 円

5. 地域支援事業費の推計

地域支援事業費 () =

5,095,431,000 円

6. 保険料基準額の算出



「財政調整交付金」：各市町村の第1号被保険者の総数に対する後期高齢者割合や各所得段階別の第1号被保険者分布状況における市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するために交付される国の交付金。給付費の5%を総額として交付されることとなっているが、各市町村の後期高齢者割合等に応じて5%から増減する。